

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
78	入札説明書	3	24	3_(7)_②今後のスケジュール	スケジュールを確認すると対話がありませんが、対話での意見交換の場を設けていただけませんか。	対話での意見交換の場は予定しておりません。質問がある場合は、入札説明書に対する第3回質問にて、指定された様式を用いて質問を提出してください。
79	入札説明書	3	24	3_(7)_②今後のスケジュール	提示されているスケジュールでは対話が設けられていないが、各種厳しい条件がみられるため、対話での意見交換の場を設けていただけませんか。	No.78の回答を御参照ください。
80	入札説明書	3	24	3_(7)_②今後のスケジュール	各領域において、厳しい条件をクリアするために対話での意見交換の場を設けて頂きたい。	No.78の回答を御参照ください。
81	入札説明書	3	24	3_(7)_②今後のスケジュール	要求水準書の内容や建設コストについて対話の場を設けていただけませんか。	No.78の回答を御参照ください。
82	入札説明書	3	24	3_(7)_②今後のスケジュール	より精度の高い第二次審査資料を作成するため、対話会を設けていただくことは可能ですでしょうか。	No.78の回答を御参照ください。
83	入札説明書	4	17	3_(7)_②今後のスケジュール	「令和7年1月下旬～2月上旬頃 事業契約の締結」と記載されておりますが、仮事業契約の締結日及び本事業契約の締結日（議会承認日）はそれぞれいつ頃をご想定されておりますでしょうか。	本事業では仮事業契約の締結は予定しておりません。事業契約の締結予定日は令和7年1月下旬～2月上旬頃を予定しており、具体的な日程については事業者選定後に国が通知します。
84	入札説明書	6	36	4_(2)_⑤	労災事故による指名停止に起因して、違約金は科されないと考えておりますが、念のため確認させていただきたく存じます。	労災事故の状況・原因や本件工事への影響等を勘案したうえで、【資料-1】「事業契約書(案)」第89条第2項各号の解除事由に該当し、国が事業契約を解除した場合は、違約金の対象になり得ます。
85	入札説明書	24	31	(5) 入札価格の記載	「維持管理・運営費、その他の費用」の予算額の記載がありますが、添付資料「資料-1-3」の「2. 事業費の内訳」に記載がある「庁舎維持管理費」、「LED交換業務費」、「庁舎運営費」、「その他の費用」の詳細内訳をご教示ください。	概算予算額は、各年度の予算額の範囲内でのみ契約することができるために予め示しているものであり、内訳を提示する予定はありません。
86	入札説明書	25	3	16_(5) 予算額	・事業費のうち一部費用については概算予算額を提示いただきましたが、入札価格（総額）が予定価格を超過しなければ、当該費用の金額が概算予算額を超過しても失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	概算予算額は、各年度の予算額の範囲内でのみ契約することができるために示しているものであり、事業費の内訳が各年度の概算予算額を超過した場合は、入札説明書に示した条件を満たしていないものとして欠格とします。
87	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	施設整備費、維持管理・運営費またはその他の費用の各入札上限金額は存在しないと考えるよろしいでしょうか。	No.86の回答を御参照ください。
88	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	維持管理・運営費またはその他の費用の各年度での入札上限金額はないでしょうか。	No.86の回答を御参照ください。
89	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	施設費B（既存棟改修工事業務費）について『資料1-3.事業費の選定及び支払い方法』4ページ目には施設費Bとは別途消費税等の欄が設けられておりますが、入札説明書25ページに記載の概算予算額は、消費税込みで2,040,169千円ということでしょうか。	御理解のとおり、施設費B（既存棟改修工事業務費）と施設費Bにかかる消費税等を含む概算予算額を示しております。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
90	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	施設費B、維持管理・運営費、その他の費用の概算予算額はあくまで例示であり、施設整備費、維持管理・運営費またはその他の費用の各入札上限金額は存在しない、と考えてよろしいでしょうか。仮にこのように細かく各入札上限金額が存在するのであれば、設計・施工・維持管理・運営・資金調達までのトータル提案を求める性能発注ではなく、実質仕様発注となっており、PFI法の趣旨に反しているのではないかと思料いたします。	No.86の回答を御参照ください。
91	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	維持管理・運営費またはその他の費用の各年度での入札上限金額は存在しない、と考えてよろしいでしょうか。仮にこのように細かく各入札上限金額が存在するのであれば、設計・施工・維持管理・運営・資金調達迄のトータル提案を求める性能発注ではなく、実質仕様発注となっており、PFI法の趣旨に反しているのではないかと思料いたします。	No.86の回答を御参照ください。
92	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	「施設費B」と「維持管理・運営費その他の費用」に記載の金額は、上限金額と考えてよろしいでしょうか。（あくまで概算予算額なので限定したものではないと考えてよろしいでしょうか。）	No.86の回答を御参照ください。
93	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	「施設費B」と「維持管理・運営費その他の費用」のみ記載がありますが、総事業費予定価格の開示をしていただけませんか。（参加の可否に大きくかわるため開示のほどお願いいたします）	総事業費の開示は予定しておりません。
94	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	総事業費の開示をいただけた場合、「防災棟新設費」と「施設費B」と「維持管理・運営費その他の費用」の内訳は記載金額によらず、その割合は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	総事業費の開示は予定しておりません。
95	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	概算予算額が項目別に記載されておりますが、あくまでも例示であり、各項目別の入札上限額は存在しないという理解で宜しいでしょうか。	No.86の回答を御参照ください。
96	入札説明書	25	6	16_(5) 入札価格の記載	概算予算額が項目別に記載されておりますが、あくまでも例示であり、各年度毎の入札上限額は存在しないという理解で宜しいでしょうか。	No.86の回答を御参照ください。
97	入札説明書	26	38	18_②_ウ_b 契約保証金額	・「本件工事費等（設計費、建設工事費及び工事監理費並びに解体撤去費の合計額）に相当する額」は、税込額との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	入札説明書			関心表明書等	・資金調達にかかる融資関心表明書、リスク管理にかかるリスク評価書や保険引受意向書等、福利厚生サービス提供業務にかかる福利厚生サービス提供企業の関心表明書など、提案書の各様式について、記載要領に沿った内容であれば関心表明書などの書類を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
99	入札説明書			消費税率	・消費税率が記載されておりませんのでご教示お願いいたします。	10%となります。
100	(資料-1) 事業契約書(案)	3	14	第2章_第9条_第1項 (契約の保証)	「保証金額又は保険金額は、本件工事費等の10分の1以上に相当する額」と記載されておりますが、「本件工事費等」は「様式B-6-19建設工事費等(参考)の合計(I~IX)[G69]」に記載の金額となる理解で宜しいでしょうか。	ご質問の費用が該当しますが、契約においては、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙2の112.の定義に基づいて判断します。
101	(資料-1) 事業契約書(案)	5	4	第11条	事業契約書等に瑕疵等があり、当該瑕疵等の存在について事業者が合理的に予測できないような場合には、事業者が責任を負うことが困難なため、そのような場合に事業者が責任を負わない旨明記していただけないでしょうか。	個別具体の事象により、【資料-1】「事業契約書(案)」の各条項の規定に従って判断します。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
102	(資料-1)事業契約書(案)	5	21	第13条第3項 著作権	・「事業者は、国が、成果物、防災棟及び既存棟改修部分を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(ただし、国が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。以下本条において同じ。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。」との記載がございますが、事業者が作成した成果物を国にて改変等を行った場合に、事業者が当初作成したものと異なる内容の成果物に対して事業者の氏名を表示して公表することができることを趣旨としているものではないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
103	(資料-1)事業契約書(案)	6	8	第13条第5項 著作権	・「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。」との記載がございますが、当該記載の「他人」とは、本事業に無関係の第三者を指すものであり、本事業の遂行に必要な範囲で、各業務の請負者、再委託先及び下請会社等の関係者に著作物を閲覧等させることは、本条の規定に反するものではないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	(資料-1)事業契約書(案)	6	34	第15条第4項 選定企業の使用等	・第1項で選定企業を定めているにも関わらず、第4項では国の承諾を要するとありますが、国が承諾をしない場合とはどのような場合かご教示お願いいたします。	事業契約書(案)の内容に疑義等があり、事業者に照会や確認等を行う必要がある場合を指します。
105	(資料-1)事業契約書(案)	7	22	第16条第4項	運営業務の全部又は主体的部分を一括しての委託が禁じられていますが、「主体的部分」とはどのような線引きでしょうか。例えば、運営業務を受託する警備会社が、警備業務を警備エリア(館内・駐車場)毎に再委託したとしても差支えないでしょうか。	主体的部分とは、業務全体の計画立案や遂行状況の管理を行うことを指します。したがって、運営企業である警備会社Aが業務全体の計画や管理を行うことを前提としたうえで、警備業務を警備会社Bや警備会社Cに再委託することは可能です。
106	(資料-1)事業契約書(案)	7	39	第17条第1項	「当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容のわかる契約書案を提示し、国の承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。」とありますが、合理的な理由なく承諾が留保されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
107	(資料-1)事業契約書(案)	10	33	第2章_第22条_第2項 事業者に対する支払い	「国は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
108	(資料-1)事業契約書(案)	11	9	第23条第2項	『国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)』との記載がございますが、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号 最終改正令和3年3月9日財務省告示第49号(令和3年4月1日適用))に規定される年2.5%とは異なるのでしょうか。現状の具体利率について確認させていただきませんかでしょうか。	現時点の率としては2.5%となります。
109	(資料-1)事業契約書(案)	11	29	第2章_第26条_第2項 許認可の取得等	貴省に増加費用等を負担頂く場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
110	(資料-1)事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	事業者側で適切にリスクを評価できるよう、変更額の具体的算定方法を教えてくださいませんか。	本事業に対する影響の重要性を客観的に認めつつ、具体の事象を見極めて判断するものであり、具体的算定方法を明示することは予定していません。
111	(資料-1)事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	施設整備費の物価改定基準日を、特定事業選定日または入札公告日とすることを明示いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
112	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	施設整備費の改定は、全体スライドも設けていただけませんか。	原文のとおりとします。
113	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	施設整備費の改定については、公共工事請負約款に鑑み、全体スライドも設けていただけませんか。	No.112の回答を御参照ください。
114	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	改定予定の内閣府の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」において、物価変動に基づくサービス対価改定の基準時に、「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し」とされていることから、施設整備費の物価改定基準日を、特定事業選定日もしくは入札公告日とすることを明示いただけませんか。	No.111の回答を御参照ください。
115	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	施設整備費の改定について、全体スライドを設けないのでしょうか。	No.112の回答を御参照ください。
116	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条第1項	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」で、物価変動に基づくサービス対価改定の基準時に、「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し」とされていることから、施設整備費の物価改定基準日を、特定事業選定日もしくは入札公告日とすることを明示頂きたい。	No.111の回答を御参照ください。
117	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条_第1項物価等の変動に基づく本件工事費の改定	施設整備費の改定については、公共工事請負約款に鑑み、全体スライドも設けて頂きたくご検討をお願いいたします。	No.112の回答を御参照ください。
118	(資料-1) 事業契約書(案)	13	1	第30条_第1項物価等の変動に基づく本件工事費の改定	改定予定の内閣府の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」において、物価変動に基づくサービス対価改定の基準時に、「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し」とされていることから、施設整備費の物価改定基準日を、特定事業選定日もしくは入札公告日とすることを明示いただけませんか。	No.111の回答を御参照ください。
119	(資料-1) 事業契約書(案)	13	27	第2章_第32条_第2項要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
120	(資料-1) 事業契約書(案)	13	32	第2章_第32条_第3項要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
121	(資料-1) 事業契約書(案)	13	38	第32条第2項	「当該変更により防災棟の引渡し又は既存棟改修工事業務の完了の遅延が避けられない場合は、国が事業者と協議の上、引渡予定日又は完了予定日を変更できる。」とありますが、国の責めに帰すべき事由による要求水準の変更の場合でありかつ「遅延が避けられない場合」であるため、基本的には引渡予定日又は完了予定日を合理的な日に変更いただけるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
122	(資料-1) 事業契約書(案)	14	17	第2章_第33条_第4項臨機の措置	貴省に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
123	(資料-1)事業契約書(案)	14	21	第34条_第三者に生じた損害	・本事業の実施により第三者に損害を及ぼした場合、それが通常避けることのできないものであっても、全て事業者が負担することとされておりますが、公共工事標準請負契約約款どおり、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の負担としていただけませんか。(工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠った場合を除きます)。	本事業においては事業者が本施設の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
124	(資料-1)事業契約書(案)	14	21	第34条	第三者への損害賠償限度額の上限を設定いただけないでしょうか。 警備契約では、損害が予測もできないほど広範囲に及んだ場合、警備会社の存立が脅かされるような事態に立ち至ることも考えられるため、万一の場合にお客様に十分な賠償を行わなければならない観点と、他方で予測不可能なリスクを避けるという観点から、通常、賠償限度額を設定し、この賠償限度額を担保するための保険にも加入しています。本事業においても賠償限度額の設定についてご検討いただけないでしょうか。 結果、賠償限度額の上限をどうしても設定いただけない場合、その理由をご教示願います。	原文のとおりとします。理由はNo.123の回答を御参照ください。
125	(資料-1)事業契約書(案)	14	27	第34条	国の要求により実施する特別の又は追加業務(要求水準外とは断定できないものの、要求水準を超えるような)提供行為に起因して第三者に損害を及ぼしてしまった場合は、同条第3項に規定する国の責めに帰すべき事由に該当するものと考えて差支えないでしょうか。	個別具体的な事象の内容によりますが、国の責めに帰すべき場合において、国は、事業者が生じた合理的な増加費用を負担します。
126	(資料-1)事業契約書(案)	14	29	第2章_第34条_第3項_第三者に生じた損害	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
127	(資料-1)事業契約書(案)	15	7	第2章_第35条_第4項_法令変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
128	(資料-1)事業契約書(案)	15	33	第2章_第36条_第2項_不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
129	(資料-1)事業契約書(案)	16	2	第2章_第36条_第3項_不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
130	(資料-1)事業契約書(案)	16	4	第36条第4項	国が不可抗力により事業費を減額しようとする場合、増加費用が発生した場合(第36条第2項)と同様に、事業者と適切に協議していただけるという理解で宜しかったでしょうか。	減額する場合についても事業者と協議を行います。
131	(資料-1)事業契約書(案)	16	20	第2章_第37条_第3項_中断による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
132	(資料-1)事業契約書(案)	18	21	第43条第2項_関係資料等の貸与	・「貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。」との記載がございますが、万一、貸与いただいた資料の記載内容に誤りがある等、事業者の責に帰すべきではない事由により追加の工事及び業務等が必要となった場合には、必要と認められる各種業務期間及び事業費の変更をお認めいただけませんか。	本規定は、契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、原文のとおりとします。ただし、第46条第5項に該当する場合はこの限りではありません。
133	(資料-1)事業契約書(案)	18	28	第44条第1項_近隣対策	・「近隣説明」に関する記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、国にも協力いただけませんか。	近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合に、国は必要な協力を行います。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
134	(資料-1)事業契約書(案)	18	34	第3章_第1節_第37条_第3項近隣対策	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
135	(資料-1)事業契約書(案)	19	7	第3章_第1節_第45条_第1項引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
136	(資料-1)事業契約書(案)	19	29	第45条第4項引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	・「防災棟の引渡し又は既存棟改修工事業務の完了が引渡予定日又は完了予定日より遅延する場合には、国は、防災棟の引渡し又は既存棟改修工事業務の完了に先立ち、防災棟及び既存棟改修部分の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用することができる。」との記載がございますが、当該部分使用にあたっては、「事業契約書(案)」第64条(部分使用)の定めを準用するものと理解してよろしいでしょうか。	部分使用に該当する場合においては、御理解のとおり、【資料-1】「事業契約書(案)」第64条の規定に従います。
137	(資料-1)事業契約書(案)	20	13	第3章_第1節_第46条_第4項調査	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
138	(資料-1)事業契約書(案)	20	15	第46条第4項	「国は、本件措置により防災棟の引渡し又は既存棟改修工事業務の完了の遅延が避けられない場合は、事業者と協議の上、引渡予定日又は完了予定日を変更できる。」とありますが、国が定めた「本件措置」により「遅延が避けられない場合」であるため、基本的には引渡予定日又は完了予定日を合理的な日に変更いただけるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
139	(資料-1)事業契約書(案)	20	25	第3章_第1節_第46条_第6項調査	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
140	(資料-1)事業契約書(案)	20	29	第47条第1項	「当該契約書案を提示し、国の承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。」とありますが、合理的な理由なく承諾が留保されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
141	(資料-1)事業契約書(案)	23	16	第3章_第3節_第54条_第4項実施工程表	工事進捗の遅延を早期に把握する目的との理解ですが、出来高予定よりも進捗している状況においても(遅延している状況ではなくても)、5%超の変動が生じた場合には理由が必要となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
142	(資料-1)事業契約書(案)	26	10	第3章_第5節_第63条_第2項引渡し	「引渡受領書」は引渡日当日に事業者に交付されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
143	(資料-1)事業契約書(案)	26	14	第64条_部分使用	・部分使用により、事業者の責めにやらずして施設が損傷等した場合(不可抗力による場合を含みます)、その補修費用は発注者様にご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか(第2項及び第3項)。	国の責めによる場合は御理解のとおりですが、不可抗力の場合は、別紙6の規定に従い判断します。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
144	(資料-1)事業契約書(案)	26	14	第64条 部分使用	・部分使用に関する記載がございますが、部分使用を実施する場合には、以下の条件を前提に、その他の条件についても別途ご協議いただけませんか。 ①事業者の事前の書面による承諾を得ること。 ②部分使用開始日をもって当該部分使用部分の契約不適合期間を起算すること。 ③部分使用部分の使用にあたっては事業者の指示に従って使用すること。 ④部分使用部分につき、法令に基づいて必要となる手続は、国の費用負担にて行い、事業者はそれに協力すること。	【資料-1】「事業契約書(案)」第64条第1項に定める事業者の承諾を得るにあたって、協議に応じることは可能ですが、事業契約の規定に従うことが前提となります。また、引渡し前の全部又は一部の使用となりますので、部分使用期間は、契約不適合期間に含まれず、引渡日の翌日が契約不適合期間の起算日となります。部分使用にあたり、国は、善良な管理者の注意をもって使用し、それによって事業者に合理的な追加費用が生じた場合には国が負担しますが、第24条第1項のとおり、基本的には事業者負担となります。
145	(資料-1)事業契約書(案)	26	18	第3章_第5節_第64条_第2項部分使用	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
146	(資料-1)事業契約書(案)	26	24	第65条 契約不適合責任	・契約不適合に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、国は履行の追完請求ができないものとさせていただきますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い国が判断します。
147	(資料-1)事業契約書(案)	26	24	第65条 契約不適合責任	・契約不適合に伴う損害賠償請求権については、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし事業者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い国が判断します。
148	(資料-1)事業契約書(案)	26	24	第65条 契約不適合責任	・事業契約書(案)に記載がございませんが、建築設備の機器本体等の契約不適合責任期間については、公共工事標準請負契約約款第57条第2項のように、「・・・設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。」とさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
149	(資料-1)事業契約書(案)	26	31	第65条 契約不適合責任	・「契約不適合が構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、第1項、・・・に基づく請求を行うことのできる期間は10年とし、前各項の規定は適用しない。」との記載がございますが、本事業における施設整備目的物は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定められる新築住宅には該当しないため、当該記載は適用されないものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
150	(資料-1)事業契約書(案)	29	33	第4章_第1節_第73条_第3項本施設の 損傷	「当該復旧に要する費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
151	(資料-1)事業契約書(案)	31	26	第5章_第79条_第2項 施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
152	(資料-1)事業契約書(案)	32	1	第5章_第79条_第4項 施設整備費の支払	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	かかる減額及び違約金は、実施可能な事項を提案頂き、提案どおりに実施することを期待するものであることから、原文のとおりとします。
153	(資料-1)事業契約書(案)	32	6	第5章_第79条_第6項 施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
154	(資料-1)事業契約書(案)	32	31	第5章_第80条_第5項維持管理・運営費及びその他の費用の支払	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	維持管理・運営についても施設整備と同様ですので、No.152の回答を御参照ください。
155	(資料-1)事業契約書(案)	34	29	第88条第2項	「国は、事業者が附帯事業の全部又は一部を終了することが合理的な理由によりやむを得ないと認めるときには、前項の承諾をすることができる。」とありますが、合理的にやむを得ない場合なので、基本的に承諾いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	その時点での個別具体の事象に基づき国が判断します。
156	(資料-1)事業契約書(案)	34	31	第88条第3項	附帯事業の「一部」を終了する場合には、この違約金は過大と思われるので、一部の終了の場合は協議にさせていただきませんか。	附帯事業の一部終了の場合は協議を可能としますが、個別具体の事象に基づき国が判断します。
157	(資料-1)事業契約書(案)	34	31	第88条3項附帯事業の終了	終了事由が事業者の責めによるものである場合とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。事業を提案通りに実施していたにも関わらず、景気等の動向により事業収支が悪化して、付帯事業を終了する場合は、当てはまらないと考えて良いでしょうか。	前段については、例えば事業提案のとおり事業が実施されず終了せざるを得ない場合を想定しています。後段については、附帯事業は景気変動リスクを踏まえた事業収支計画を作成することを前提としているため、個別具体の事象に応じて判断します。
158	(資料-1)事業契約書(案)	35	12	第7章_第1節_第89条_第1項_国の解除権	本件解除事由について、附帯事業は独立採算業務であるため、附帯事業を起因とする解除は附帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	附帯事業も本事業の一部であり、第89条第1項又は第2項の各号の定めに従う場合は、本契約の全部又は一部の解除事由となり得ますが、契約解除の範囲については、解除事由に係る個別具体の事象を踏まえて、判断します。
159	(資料-1)事業契約書(案)	37	19	第89条_国の解除権 第93条第2項_契約解除の効力	・契約解除事由として「事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。」とあり、また、当該事由により契約解除に至った場合、「次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、本件工事費等の合計額(ただし、本項各号に規定する時点において、防災棟の引渡し又は既存棟改修工事業務の完了のいずれかが行われている場合には、当該引渡し済み防災棟又は完了済み既存棟改修工事業務にかかる本件工事費等は加算しないものとし、次項においても同様とする。)の10分の1に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。」等の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により要求水準又は提案内容を達成できない又はできなかった場合には、事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によって要求水準又は提案内容を達成できない又はできなかった場合には、事業者は違約金を負担する必要があります。
160	(資料-1)事業契約書(案)	38	29	第7章_第1節_第90条_第1項_国の任意による解除権	本件解除事由について、附帯事業は独立採算業務であるため、附帯事業を起因とする解除は附帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	本条は国の任意による解除を定めたものであるため、特定の事由に縛られるものではありません。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
161	(資料-1)事業契約書(案)	39	27	第93条	契約解除となった場合の違約金がかかなり高額となりますが、どのような損害が生じることを想定されて違約金額を設定されたのでしょうか。違約金額に相当する損害や費用が発生することを合理的に説明できない限りは、違約金として徴収することは不合理であると考えますし、契約解除を抑止する観点を踏まえてもおお高額であると考えます。合理的な額への縮減をご検討いただけないでしょうか。	公共工事における違約金が工事代金の10%程度と設定されることは一般的であり、これは、契約解除により、当該金額相当の損害や費用が公共側に生ずると解することが合理的であるとの考えの下に設定されています。さらに【資料-1】「事業契約書(案)」第96条第3項各号に該当するケースでは、入札過程に疑義が生じることにより、解除の有無とは別に、公共側に追加で費用・損害が生じるところ、当該費用・損害等に相当する金額として工事費の5%と解することが合理的であるとの考えの下に設定されています。本事業について、他の事業と別異に取り扱う理由は見当しませんので、原文のとおりとします。
162	(資料-1)事業契約書(案)	40	1	第7章_第2節_第93条_第1項事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
163	(資料-1)事業契約書(案)	40	25	第7章_第2節_第93条_第3項事業者の帰責事由による契約解除の効力	事業契約書第93条3項の各号に該当する場合に、事業契約第93条2項に規定する違約金のほか、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額を違約金として支払義務が発生する規定となっており、その場合、本項違約金の支払に備えて、リザーブ対応等に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達に困難となります。円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、当該違約金は基本協定書第13条にのみ規定し、違約金支払義務等が構成企業・協力企業にのみ発生する建付けに変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
164	(資料-1)事業契約書(案)	41	16	第94条	同条では、出来形部分に相当する代金、履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額、合理的な金融費用、増加費用のみが支払いの対象となっていますが、事業者側としては、本事業の契約期間が満了するまで業務を全うするため、人員採用や他受注案件をセーブする等して諸々のコストが発生しており、これらの無駄になったコストについても、増加費用に含むものとするか、合理的な範囲内で損害として支払いの対象としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
165	(資料-1)事業契約書(案)	41	24	第7章_第2節_第94条_第2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
166	(資料-1)事業契約書(案)	42	7	第95条	同条では、出来形部分に相当する代金、履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額、合理的な金融費用、増加費用のみが支払いの対象となっていますが、事業者側としては、本事業の契約期間が満了するまで業務を全うするため、人員採用や他受注案件をセーブする等して諸々のコストが発生しており、これらの無駄になったコストについても、増加費用に含むものとするか、合理的な範囲内で損害として支払いの対象としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
167	(資料-1)事業契約書(案)	42	14	第7章_第2節_第95条_第1項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
168	(資料-1)事業契約書(案)	42	28	第7章_第2節_第95条_第2項法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
169	(資料-1)事業契約書(案)	42	33	第96条	契約解除となった場合の違約金がかかなり高額となりますが、どのような損害が生じることを想定されて違約金額を設定されたのでしょうか。違約金額に相当する損害や費用が発生することを合理的に説明できない限りは、違約金として徴収することは不合理であると考えますし、契約解除を抑止する観点を踏まえてもお高額であると考えます。合理的な額への縮減をご検討いただけないでしょうか。	当該違約金について、契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の20に相当する額に訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。
170	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第96条第2項	維持管理・運営期間中の違約金が最大10億円程度(期間残委託費の10%)となっておりますが、条件が厳しいと感じます。年度委託費の10%などに再考いただきたいものです。	No.169の回答を御参照ください。
171	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第96条第2項	維持管理・運営期間中の違約金が最大10億円程度(期間残委託費の10%)となっておりますが、他案件と比較しても過大であり、資金調達費用が高くなることから、契約金額もその分高くなるを得ないと考えております。年度委託費の10%など、他案件で一般的となっている基準に再考いただけないでしょうか。	No.169の回答を御参照ください。
172	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第96条第2項	維持管理・運営期間について、最大10億円程度(期間残委託費の10%)の違約金となっているが、年度委託費の10%など、基準値を見直して頂きたい。	No.169の回答を御参照ください。
173	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第7章_第3節_第96条_第2項事業者の帰責事由による契約解除の効力	防災棟の引渡し及び既存棟改修工事業務の完了後の契約解除について、違約金として事業者は契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨記載されておりますが、維持管理・運営期間中の違約金設定として、事業終了時点までの費用から算出するのは、莫大な違約金が必要となり、資金調達をする際に金融機関からリザーブ等が求められ、別途資金調達コストがかかることとなります。当該期間を、「事業終了時点まで」ではなく、「契約解除時点を含む年度」の費用の10分の1としていただけないでしょうか。また、「維持管理・運営費及びその他の費用の残額」は、消費税及び地方消費税を含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.169の回答を御参照ください。
174	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	第7章_第3節_第96条_第2項	施設整備業務完了後の、事業者の帰責事由による契約解除の違約金が、残りの維持管理・運営期間に収受予定であった金額の10分の1となっております。本事業は維持管理・運営のボリュームが非常に大きく、違約金も多額となります。違約金のリザーブを金融機関から求められるため、違約金の資金も確保する必要があり、入札価格の大幅な増額に繋がるため、「1年間に収受予定であった金額の10分の1」と変更頂けないでしょうか。	No.169の回答を御参照ください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
175	(資料-1)事業契約書(案)	43	19	96_2	<p>施設引渡後の事業者帰責による契約解除が生じた場合における違約金の算定方法について、「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」としてありますが、違約金の額が極めて大きく設定されているため、事業者に過大な負担を強いることとなります。また、事業者による資金調達が困難となり、入札参加自体を断念することとなり、入札不調となる懸念すらございます。</p> <p>また、過大な違約金の設定は融資基準の引締めにつながるため、資金調達コストが増加し、事業費の増加に繋がります。その結果、発注者の財務縮減効果も減少することとなります。過大な違約金の設定は、発注者・事業者双方に悪影響を及ぼすことから、違約金算定方法の見直しを検討いただきたく存じます。</p> <p>具体的には、「契約解除時点の属する当該事業年度に収受予定であった年間の維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額」への変更を検討いただきたく存じます。</p>	No.169の回答を御参照ください。
176	(資料-1)事業契約書(案)	43	22	96_3	<p>施設引渡後の事業者帰責かつ第96条第3項各号による契約解除が生じた場合における違約金の算定方法について、「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の100分の5に相当する額」としてありますが、違約金の額が極めて大きく設定されているため、事業者に過大な負担を強いることとなります。また、事業者による資金調達が困難となり、入札参加自体を断念することとなり、入札不調となる懸念すらございます。</p> <p>また、過大な違約金の設定は融資基準の引締めにつながるため、資金調達コストが増加し、事業費の増加に繋がります。その結果、発注者の財務縮減効果も減少することとなります。過大な違約金の設定は、発注者・事業者双方に悪影響を及ぼすことから、違約金算定方法の見直しを検討いただきたく存じます。</p> <p>具体的には、「契約解除時点の属する当該事業年度に収受予定であった年間の維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点の属する当該事業年度に収受予定であった年間の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の5に相当する額」への変更を検討いただきたく存じます。</p>	No.169の回答を御参照ください。
177	(資料-1)事業契約書(案)	43	29	第96条第2項引渡し・完了後の契約解除の効力	<p>・施設の引渡し後の事業者帰責事由による契約解除時の違約金が、「契約解除時点から事業期間終了時までの維持管理・運営費及びその他の費用」の残額の10分の1とされていますが、当該解除年度の10分の1としていただけませんか。</p> <p>原案のままでは違約金相当額を調達するための金融費用が高額になる可能性があります。また、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111においても、違約金の目安として「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10」に相当する額が明記されており、さらに「残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、・・・融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性がある」と指摘されています。</p>	No.169の回答を御参照ください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
178	(資料-1)事業契約書(案)	44	5	第97条	同条では、履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額、合理的な金融費用、増加費用のみが支払いの対象となっていますが、事業者側としては、本事業の契約期間が満了するまで業務を全うするため、人員採用や他受注案件をセーブする等して諸々のコストが発生しており、これらの無駄になったコストについても、増加費用に含むものとするか、合理的な範囲内で損害として支払いの対象としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
179	(資料-1)事業契約書(案)	44	25	第7章_第3節_第97条_第3項国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
180	(資料-1)事業契約書(案)	44	29	第98条	同条では、履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額、合理的な金融費用、増加費用のみが支払いの対象となっていますが、事業者側としては、本事業の契約期間が満了するまで業務を全うするため、人員採用や他受注案件をセーブする等して諸々のコストが発生しており、これらの無駄になったコストについても、増加費用に含むものとするか、合理的な範囲内で損害として支払いの対象としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
181	(資料-1)事業契約書(案)	45	7	第7章_第3節_第98条_第1項_四法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
182	(資料-1)事業契約書(案)	45	31	第100条第3項	事業者又は選定企業が所有、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には契約終了時に撤去・原状回復が求められていますが、クロス張替え等の大規模な補修ではなく、パテ埋め・化粧板による軽微な補修と考えて差支えないでしょうか。	原状回復を原則としますが、個別具体的内容は実際の原状回復工事の際に国と協議のうえ、その指示に従ってください。
183	(資料-1)事業契約書(案)	60	5	用紙2_111 本件工事費等	・本件工事費等には、割賦手数料は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
184	(資料-1)事業契約書(案)	65	5	3_(1)施設整備業務に関する損害分担_①	既存棟については不可抗力条項を減免していただきたい。	原文のとおりとします。
185	(資料-1)事業契約書(案)	65	15	別紙6_第3項(1)施設整備業務に関する損害分担	「各種追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
186	(資料-1)事業契約書(案)	66	2	別紙6_第3項(2)維持管理・運営業務の損害分担	「各種追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
187	(資料-1)事業契約書(案)	68		別紙8_再計算の利息の算定に係る割賦利率	金融機関からの資金調達が困難になることから、一般的なPFI案件と同様に契約解除の事由に係わらず、上乘せする利ざやを含めて支払いをお願い出来ますでしょうか。	原文のとおりとします。
188	(資料-1)事業契約書(案)				実施方針資料4のリスク分担表をについて、今回の入札公告にはリスク分担表がないのですが、リスク分担については資料1事業契約書(案)にて同様の内容が表現されているという認識で良いかご教示願いたい。	実施方針時に公表したリスク分担表(案)は、本事業への応募を検討する者への便宜のために提示したものであり、かつ、実施方針時点でのリスク分担表となりますので、事業契約書(案)の内容と矛盾又は相違がある場合は、【資料-1】「事業契約書(案)」が優先されます。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
189	(資料-1)事業契約書(案)			部分引渡し	・本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
190	(資料-1)事業契約書(案)			違約金	・選定企業に起因して事業者が事業契約上の違約金支払義務が発生した場合、当該選定企業に当該違約金支払義務を負わせることも可能との理解でよろしいでしょうか。	国から事業者へ請求する違約金については、当然、相当因果関係の範囲内で、一義的に事業者がその一切を負担してください。その先の事業者・選定企業間の責任負担について、国は関知しません。
191	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	2	9	第1_2_(3)_①付保条件	「設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合」と記載されておりますが、(資料-1)事業契約書(案)第9条第4項に記載の通り「設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部」という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
192	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	2	13	第1_2_(3)_③	履行保証保険について、『防災棟の引渡し若しくは既存棟改修工事業務の完了のいずれかが行われた場合には、当該引渡し済み防災棟又は完了済み既存棟改修工事業務にかかる本体工事費等を減額した額とすることができる』との記載がございますが、合計の保険金額を同額以上とすることを前提に、既存棟改修工事業務にかかる分と防災棟工事にかかる分とで保険契約を2本とすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
193	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	5	第2_1_(3)_⑤	建設工事保険について、『防災棟の引渡し若しくは既存棟改修工事業務の完了のいずれかが行われた場合には、当該引渡し済み防災棟又は完了済み既存棟改修工事業務にかかる本体工事費等を減額した額とすることができる』との記載がございますが、合計の保険金額を同額以上とすることを前提に、既存棟改修工事業務にかかる分と防災棟工事にかかる分とで保険契約を2本とすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
194	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	19	第2_2_(3)_②	第三者賠償責任保険の保険期間は『既存建物等の解体撤去工事の着工日から引渡日までの全期間』との記載がございますが、保険始期は防災棟の新築工事の着工日からではないのでしょうか。	「本施設の着工日から引渡日までの全期間」に訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。
195	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	7	第3章_3_(1)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	減額は、施設整備に係る提案等が未達成の場合に未達成である提案等の内容に相当する額を減額することを示しており、違約金は、減額とは別に、提案等の未達成による業務不履行に対して課すものであり性質が異なるため原文のとおりとします。
196	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	9	第3章_1_(1)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	「当該部分に係る施設整備費の減額を行い、さらに、当該部分に係る施設整備費の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」と記載されておりますが、減額と同額の違約金が行われると実質二重での負担となり、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除をお願いできますでしょうか。	No.195の回答を御参照ください。
197	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	13	第3章_3_(2)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	経営管理、維持管理・運営についても施設整備と同様ですので、No.195の回答を御参照ください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
198	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	18	第3章_1_(2)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	「当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行い、さらに、当該部分に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」と記載されておりますが、減額と同額の違約金が行われると実質二重での負担となり、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除を願いますでしょうか。	No.197の回答を御参照ください。
199	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	27	第3章_2_(1)	・整備対象施設の引渡し後は、維持管理・運営業務において要求水準未達による減額が行われる場合であっても、割賦債権の支払留保や遡及減額などは行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	第3章2(7)に記載のとおり、維持管理・運営費の支払区分ごと又はその他の費用の、当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合で維持管理・運営業務において業務不履行が継続している場合は、施設整備費の支払の留保を行います。
200	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	28	第3章_2_(2)減額算定並びに罰則点及び功績点付与のための区分	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重ではないでしょうか。	原文のとおりとします。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が、経営管理に関する要求水準として求められており、要求水準の未達による業務不履行が発生した事象をもって、経営管理に関する要求水準も未達と判断して、事業者の運営費や利益を構成する「その他の費用」を減額することから適当であると認識しています。
201	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	3	第3章2(3)②	売店運営等は独立採算ですが、継続できない場合の違約金（その他費用の3%他）が設定されているのは条件が厳しいと感じます。再考いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。No.200の回答も御参照ください。
202	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	3	第3章_2_(3)②	売店運営等の福利厚生サービスは独立採算であるにもかかわらず、継続できない際の違約金（その他費用の3%他）が設定されているのは条件が厳しいと考えております。再考いただけませんかでしょうか。	No. 201の回答を御参照ください。
203	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	3	第3章_2_(3)②	福利厚生サービスは独立採算であるにもかかわらず、継続できない際の違約金（その他費用の3%他）が設定されている理由をご教示ください。	No. 201の回答を御参照ください。
204	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	5	第3章_2_(3)②重大な事象に対する減額	「表1において、その他の費用の対象となる事象に該当する場合は、その他の費用の支払い区分から、これ以外の場合は業務不履行支払区分から減額を行う。」と記載されておりますが、「福利厚生サービス提供業務における要求水準未達成」の場合でもその他の費用の支払区分に該当するのでしょうか。福利厚生サービス提供業務は独立採算業務であり、その他の費用とは異なるものであるため、当該条文の削除を願いますでしょうか。	No. 201の回答を御参照ください。
205	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	7	第3章_2_(3)②重大な事象に対する減額	「なお、業務不履行支払区分について減額を行った場合は、その他の費用の当期の支払区分についてもあわせてその支払予定額の3%相当額を減額する。」と記載されておりますが、二重で減額がなされており、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除を願いますでしょうか。	No. 200の回答を御参照ください。
206	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	15	第3章2(7)	維持管理・運営に係るモニタリングに伴い、施設整備費の支払い留保となりますが、厳しい条件であると感じます。再考いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。施設整備費にかかる支払い留保は、維持管理・運営期間中に要求水準の未達成等が生じ、それによる重大な事象や罰則点の累積により維持管理・運営費の減額が、支払区分ごと又はその他の費用の、当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合でかつ業務不履行が継続している期間中に行われるものであるため適当であると認識しております。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
207	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	15	第3章_2_(7)	維持管理・運営に係るモニタリングに起因して、施設整備費の支払い留保が行われることは、非常に厳しい条件であると考えております。本案件では、民間事業者にて資金調達を行う必要がありますが、施設整備費の支払い留保といったことが規定されると金融機関からの借入れが不可となる可能性がございます。再考願います。	No.206の回答を御参照ください。
208	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	15	第3章_2_(7)	維持管理・運営に係るモニタリングに起因して、施設整備費の支払い留保について、借入れなどを考えた場合、厳しい条件であり、再検討頂きたい。	No.206の回答を御参照ください。
209	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	15	第3章_第2項(7)支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	維持管理・運営に係るモニタリングに起因して、施設整備費の支払い留保が行われることは、各構成企業への負担が重く参入障壁になり得るため、ご再考頂けますと幸いです。	No.206の回答を御参照ください。
210	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	20	第3章_第2項(7)支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	施設整備費の留保は、支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合のみ、業務不履行が継続している期間中に行われ、超えない場合(減額相当額が維持管理・運営費の範囲内となっている場合)には当該留保は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
211	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	20	2.(7)	維持管理・運営費の支払区分ごと又はその他の費用の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合の取り扱いについて、業務不履行が継続している場合、施設整備費の支払を留保することとしておりますが、施設整備費は金融機関に対する融資の返済原資であるため、万一、施設整備費の支払が留保された場合、事業者からの返済が滞ることになり、業務不履行の帰責者とは無関係の金融機関が損害を被ることになります。これは、融資回収リスクが高まることになるため、資金調達コストが増加し、事業費の増加に繋がります。その結果、発注者の財務縮減効果も減少することとなります。発注者・事業者双方に悪影響を及ぼすことから、業務不履行が継続している場合の施設整備費の支払の留保に係る取り扱いについては、削除いただきたく存じます。	No.206の回答を御参照ください。
212	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	1	31	第1_1_(1)_② 割賦手数料	・割賦債権の確定日は以下のとおりで、割賦債権の起算日は当該確定日の翌日との理解でよろしいでしょうか。 ①割賦手数料Aの確定日:防災棟の引渡し日 ②割賦手数料Bの確定日:既存棟改修工事の完了日	各割賦手数料の計算期間は、第2.3.(1).②割賦手数料に記載のとおりです。
213	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	4	1	1_2_事業費の内訳	「施設整備費」+「維持管理・運営費、その他の費用」それぞれの予定価格内で考えなければならないのでしょうか。それとも入札は入札予定価格の総額を超過しなければ施設整備費、維持管理・運営費、その他費用のいずれかが予定価格を超過しても良いとの認識でよろしいでしょうか。	No.86の回答を御参照ください。
214	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	4	3	事業費の内訳	・施設費B(既存棟改修工事業務費)の費用の内訳に「設計費」の記載がございませんが、入札説明書P.25 施設費B(既存棟改修工事業務費)概算予算額には設計費が含まれないという理解でよろしいでしょうか。含まれない場合は設計費の概算予算額をご教示お願いいたします。	表1.事業費の内訳の注1に記載のとおり、既存棟改修工事業務にかかる設計費については、防災棟施設整備業務における設計費と合わせて施設費Aに含めることとしてください。また、設計費の概算予算額を示す予定はありません。
215	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	19	第2_第3項(1)_②- 基準金利	基準金利の確定日は令和10年6月1日である一方、金利期間の開始日は令和11年3月31日以降(防災棟引渡予定日以降)であり、半年以上の期間の乖離があります。一般的には、基準金利の決定日は引渡日の2銀行営業日前としているケースが多く、事業費を抑制する観点からも、基準金利確定日と引渡予定日の乖離を可能な限りなくしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
216	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	11	第2.3_(1)_③施設費に係る消費税等	消費税等の支払時期ですが、第2.1. 支払方法の基本的な考え方(P.5)に記載のとおり、施設費A(防災棟施設整備業務費)にかかる消費税等は令和10年度末、施設費B(既存棟改修工事業務費)にかかる消費税等は、令和11年度末という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
217	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	25	第2.3_(2)_①_イ 修繕業務費	・修繕業務費の支払額は、防災棟及び既存棟にかかる修繕費の総額を、全20回払(原則各回同額)との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
218	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	25	第2.3_(2)_①_イ 修繕業務費	・修繕業務費の支払額は、防災棟及び既存棟にかかる修繕費の総額を、令和11年4月1日以降、全20回払(原則各回同額)とするの理解ですが、これに従えば既存棟の修繕費に該当する初回支払いが、既存棟改修完了日前に到来しますが、問題ございませんでしょうか。	御理解のとおり、防災棟及び既存棟にかかる修繕費の総額を、令和11年4月1日以降、全20回払(原則各回同額)で支払うことを予定しております。
219	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	10	16	第5.2 施設費の物価変動に基づく改定	・施設費の物価変動に基づく改定を請求する場合に用いる指標及び改定を請求するための条件(当該指標が何パーセント上昇した場合等)をご教示お願いいたします。	【資料-1】「事業契約書(案)」第30条のとおり、施設費の改定は、国又は事業者が自らの判断で、当該箇所に規定する事象に該当すると判断した場合に、相手方に請求することを可能としております。
220	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	11	11	第5_3_③_1) - 表2	『庁舎維持管理費(修繕業務費を除く)』及び『庁舎運営費』に使用する物価改定指標が厚生労働省公表の『毎月勤労統計調査 賃金指数』となっておりますが、『PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改訂版)の方向性(案)』(第35回計画部会(R6.3.12)資料)において当該指標は令和2年度比でマイナス3.2%であり、適切な物価改定指標ではないのではないかと考えております。最低賃金など、実態に近い指標への変更を再考いただけませんか。	原文のとおりとします。
221	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	3	第4節_3.地盤状況等	・「必要に応じて自ら地盤調査を行う」とありますが、調査を行うにあたっての窓口及び敷地内での調査条件等ありましたらご教示お願いいたします。	窓口は契約後にお伝えします。なお、契約前に調査を行うことはできません。
222	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	5	第4節_4.既存棟	・各既存棟の耐震安全性(構造体、建築非構造部材、建築設備)の分類をご教示お願いいたします。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、各既存棟の耐震安全性の分類は以下のとおりです。 1号館: I A甲 1号館附属棟: III B乙 2号館: I A甲 3号館: III B乙 4号館: I A甲 4号館附属棟: III B乙
223	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	8	第4節_4.既存棟	・「必要に応じて自ら調査を行う」とありますが、調査を行うにあたっての窓口及び敷地内での調査条件等ありましたらご教示お願いいたします。	No.221の回答を御参照ください。
224	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	11	5.施工済杭	・「施工済杭を全数健全であることを前提にできる限り活用」とありますが、防災棟の施工において未活用杭が発生した場合には、存置でよろしいでしょうか。	【参考資料4-2】「国が行った事前協議の概要」の『事前協議内容』に記載のとおり事前協議しています。
225	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	12	第4節_5.施工済杭	・「施工済杭を全数健全であることを前提にできる限り活用」とありますが、杭頭処理は施工済でしょうか。ご教示お願いいたします。	杭頭処理は未済とお考えください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
226	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	19	第4節_5.施工済杭	・「施工済杭の健全性に不具合がある場合には変更対応を行うことを想定している」とありますが、施工精度(位置・レベル)の不良についても同様と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
227	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	23	第2章_第4節_7.埋蔵文化財	防災棟建設工事の対象範囲が、添付資料2-6の5号館埋蔵文化財調査発掘調査済み範囲内である場合、改めて工事に先立って埋蔵文化財の諸手続きは不要と考えてよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
228	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	15	14	第3節_1_(6)	「既存共同溝と、防災棟庁舎を新設共同溝によって接続する」とありますが、既存共同溝の深さ、設置する開口の大きさをご教示ください。(添付資料4-3 に既存共同溝への新設共同溝の接続に伴う開口設置)	既存共同溝の深さは地上から約1m、有効高さ約3.3mです。設置する開口の大きさは事業者の提案によります。
229	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	16	27	第3節_3_(8)	「防災棟地下車庫には2台以上のエレベーターを着床させる」とありますが、「添付資料4-10 階層構成及びアクセス動線の考え方」には非常用EVを地下に着床とあるので、非常用EVが1台の場合は地下に着床させるEVも1台と考えてよろしいでしょうか。	非常用EV1台以上及び乗用EV1台以上の計2台以上を着床させてください。
230	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	28	38	第4節_3_c.(d)①(イ)	当該質問は、特定資料①の情報が含まれておりますので、個別回答といたします。	当該質問は、特定資料①の情報が含まれておりますので、個別回答といたします。
231	(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	10	2	第3章第1節_4_(1) 事業者による事業の調整に関する事項	・「総括代理人」及び「総括代理人直属のスタッフ」は個別業務の業務責任者を兼任してもよろしいでしょうか。	兼任することは出来ません。
232	(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	10	5	第3章_第1節_4_(1)_a	統括代理人と管理統括責任者の兼任を認めていただくよう、再考いただけませんか。	原文のとおりとします。
233	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	15	13	3_1 施設整備の目標	新設附属施設にP44_gの「車椅子用駐車場」「思いやり駐車場」がありませんが、これらの面積は別途計上とし、P15の面積には含まないと考えてよいでしょうか。単純計算で幅3.5m/台×(奥行6m+通路1.5m)×8台=210㎡の面積程度が必要となり、要求の計画面積内とすることが難しくなってくるのではと考えます。	御理解のとおりです。
234	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	15	13	第3節_1_表4-1	新設附属施設の計画面積の上限、下限値の設定はないと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
235	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	1	第3節_2.配置計画の条件_(2)	・「防災棟庁舎の配置検討においては、施工済杭を考慮し」とありますが、杭以外に前工事において存置の埋設物(山留め等)がありましたらご教示お願いいたします。	無いものとお考えください。
236	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	27	第3節_3_(8)	「地下車庫(公用駐車場)には2台以上の人荷用及び入居官署専用エレベーターを着床させる」のうち1台は、群管理エレベーターのうちの1台を(一般来庁者の地下への乗降を制限する)充てることは可能でしょうか。	御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
237	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	19	第3節_8.施工計画の条件_(1)	・工事関係者の動線や工事車両の敷地内通行についての規制(通行禁止・入退場禁止入り口等)がありましたらご教示お願いいたします。	工事車両と一般車両の動線を分けるようにしてください。 車両の動線については、庁舎敷地への出入りは、参考資料4-1「施設ゾーニングと渡り廊下接続位置」の庁舎北側出入口のとおりです。 3号館と1号館附属棟の間の車両動線が現行規制と異なります(3号館と1号館附属棟の渡り廊下東側までは東西両方向に通行可ですが、渡り廊下より西側は西側に向けての一方通行)。 4号館と3号館の間の渡り廊下は車両の通行を禁止しています。従って車両動線が図と異なります。 【参考資料4-1】「施設ゾーニングと渡り廊下接続位置」を修正します。
238	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	19	第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(1)	周辺環境及び執務に支障をきたさないように配慮した上で、作業及び時間の制限はないものとして考えてよろしいでしょうか。	施工時間は、「第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(2)」のとおりです。
239	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	22	第3節_8.施工計画の条件_(2)	・「夜間(17時00分以降翌朝8時30分まで)」の時間帯ですが、「17時00分」は状況に応じての変更は可能でしょうか。通常、1時間～2時間程度の残業は行う可能性があります。	施工時間は、「第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(2)」のとおりです。時間外に工事を行うとする場合は、国に事前に報告のうえ協議してください。
240	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	32	施行計画の条件	(6) 工事場所における夜間、休日警備を適切に行うとありますが、必ずしも人による警備ではなく、機械警備との組み合わせでも宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。 維持管理・運営業務で求めている警備業務の事業者(R7年度は現警備業者)との連携は図っていただく必要があります。
241	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	36	8.施工計画の条件	・「防災棟工事期間中は第4駐車場は来庁者用駐車場として使用」とありますが、台数は現状と一緒に62台必要でしょうか。また、駐輪場E及びFの工事期間中の運用のお考えをご教示お願いいたします。	前段については、御理解のとおりです。後段については、駐車場Eは、第4駐車場同様来庁者用駐輪場として使用します。駐輪場Fは、工事エリアとして使用可能です。
242	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	36	第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(8)	防災棟及び既存棟施設整備において、工事期間中に第3駐車場及び第4駐車場以外で借用可能なエリアがありますか。	契約後、協議によります。 既存棟の維持管理・運営業務に支障の無い範囲となるため、可能であったとしても必要最小限のエリアとなることが見込まれます。
243	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	36	第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(8)	第3駐車場、第4駐車場の定義とは、防災棟整備範囲のうち、参考資料2-1-2 防災棟整備範囲図に、黄緑色の線より左側を第4駐車場、右側を第3駐車場とすることよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
244	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	36	第4章_第3節_8. 施工計画の条件_(8)	令和7年4月1日以降、防災棟整備範囲の第3駐車場、第4駐車場が施工エリアとして使用されていないときは、本事業の維持管理・運営業務の対象エリアとして含むか、含まないか、どちらでしょうか。(令和8年4月1日までは、警備業務は既存の業者が担うため本事業には含まない。)	含みます。 なお、防災棟整備中であっても、駐車場として使用する場合は、維持管理・運営業務の対象エリアとして含みます。
245	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	17	37	8. 施工計画の条件	・「外構工事段階から第4駐車場を工事エリアとする」とありますが、その際に減少する駐車場スペースの対応策をご教示お願いいたします。	対応はありません。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
246	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	1	第4章_第3節_9. 既存棟の一部解体・撤去工事の条件_(1)	既存棟の一部解体・撤去工事において、資機材の搬出入は既存エレベーターが使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	契約後、協議によります。
247	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	1	第4章_第3節_9. 既存棟の一部解体・撤去工事の条件_(1)	既存棟の一部解体・撤去工事において、建物1階の出入り口から資機材の搬出入が可能と考えてよろしいでしょうか。	契約後、協議によります。 なお、可能な限り運営に支障をきたさないように配慮するためドライエリアやバルコニーがある場合はそちらからの搬出入を基本とし、1階からの搬出入は必要最小限にしたいと考えております。
248	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	10	第3節_10.既存棟改修工事条件	・公表された参考資料だけでは既存棟改修内容が不明確であり、現地調査を行えない入札書提出段階に、改修内容を想定して工事費用を算出することはリスクが大きいと思われる。 既存棟改修工事には「入札時積算数量活用方式」を適用し、「入札時積算数量書」もしくは、既存棟改修工事範囲の「積算数量書」を参考資料として公表していただけませんでしょうか。 なお、「入札時積算数量書」又は「積算数量書(参考)」を公表いただける場合は、できるだけ速やかに公表いただけますようお願いいたします。	数量書の公表は行いません。要求水準書の内容を確認のうえ入札をお願いします。
249	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	11	第3節_10.既存棟改修工事条件	・既存棟の改修において、搬入・搬出、作業員動線、通行規制等の条件がありましたらご教示をお願いいたします。	契約後、協議によります。
250	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	11	第4章_第3節_10. 既存棟改修工事条件_(1)	改修工事において、会議室・各課各諸室等や共用部の幹線盛替えや仕上材撤去復旧工事は平日の日中に作業できるものと考えてよろしいでしょうか。	契約後、協議によります。
251	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	11	第4章_第3節_10. 既存棟改修工事条件_(1)	改修工事において、資機材の搬出入は既存エレベーターが使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	契約後、協議によります。
252	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	11	第4章_第3節_10. 既存棟改修工事条件_(1)	改修工事において、建物1階の出入り口から資機材の搬出入が可能と考えてよろしいでしょうか。	No.247の回答を御参照ください。
253	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	19	11.設備切廻し条件_(1)	・設備の切廻しについて「既存施設の運用に支障を及ぼすことがないよう調整し、計画すること」とありますが、インフラ切替の際には既存建物停電の必要は考えられます。停電時間を最小限にするよう調整・計画することとするか、停電中の仮設発電機によるバックアップを行うかの方針をご教示をお願いいたします。	【参考資料2-4-2】「防災棟電気室切替手順」を参考とし、停電時間を最小限に抑えた計画としてください。
254	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	20	27	第4節_2_(1)_(b)	CASBEEは第三者機関による評価結果が必要と記載がありますが、ZEBの評価においてもBELS認証等の第3者機関の評価が必要かご教示ください	第3者機関の評価を指定しませんが、事業者の提案によります。
255	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	25	11	第4節_3_(1)_(ウ)あ	参考資料2-10-1において、施工済杭のレベル2地震時相当の性能は終局耐力以内と読み取れます。しかし、要求水準書では制振と免震構造においてレベル2地震時の性能が短期許容応力度以内であり「施工済杭」の全数健全であることを前提に出来る限り活用し、合理的な設計とする基本方針に相反すると思われる。既存杭を活用した場合は、レベル2地震時は制振と免震構造も施工済杭の元々の性能と同等の終局耐力以内と読み替えても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
256	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	26	21	第4節_3(1)-(ウ)_い)	上記質疑に同じ	No.255の回答を御参照ください。
257	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	28	4	4.3.(1).(d)その他の耐震性能_⑥	緊急地震速報装置を設け、昇降機、放送設備と連動させるものがあるが、昇降機設備は別途設置された感知器によりカゴ内放送と管制運転を行う認識である。また、緊急地震速報と放送設備を連動させた場合、影響の有無に関わらず全館で対応を取る必要性があり、庁舎業務再開の遅延、来庁者等の安全な避難誘導に支障をきたす可能性があるため、緊急地震速報により、事業者判断で放送を行うこととしていただきたい。	原文のとおりとします。
258	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	1	第4節 施設計画(基本的性能)_3. 安全性に関する性能_(2)_b	・「コージェネレーション装置による最大発電電力を防災棟の災害時に必要な特定の負荷(単相及び三相とし、非常用回路以外とする)に給電する」とありますが、具体的にコージェネレーション装置による給電は57頁に記述ある熱源及び空調システムのみと解釈して宜しいでしょうか。例えば衛生設備では給水ポンプ・受水タンク・排水ポンプは非常用電源として発電機からの給電ですが、例えばトイレの衛生器具(大便器フラッシュバルブなど)の100V電源や便所洗浄水を作り出す排水再利用設備はコージェネレーション装置からの供給とする必要があるか、または非常用電源として発電機からの給電とすべきかご教示お願いいたします。	前段については、コージェネレーション設備の最大発電電力は、平常時の熱源及び空調システムに必要な負荷容量とし、災害時には応急対策活動に必要な負荷の内、防災用負荷以外に給電できるものとします。なお、「非常用回路以外」は訂正します。後段については、【資料-2】「業務要求水準書(本文)」第4章.第5節2.(1).e.(c)によります。
259	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	20	防犯性に関する性能	第4章5節2.(1)o.監視カメラ設備とありますが、第4章5節2.(1)n.監視カメラ設備ではないでしょうか。	御理解のとおりです。
260	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	20	防犯性に関する性能	第4章5節2.(1)q.防犯・入退館管理設備とありますが、第4章5節2.(1)p.防犯・入退館管理設備ではないでしょうか。	御理解のとおりです。
261	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	33	第4節_3(3)_d.(C)防犯・入退館管理設備	「防犯・入退館管理設備は。既存4号館の管理用サーバーに接続すること」とありますが、入退館ゲートは4号館の入退館管理サーバに接続することと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
262	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	42	26	第5節_(8)サイン_(a)	・「施設全体として、サインシステムや色彩計画・・・分かりやすい誘導計画とする。」とありますが、既存棟のサイン更新について該当するサインや数量等をご教示お願いいたします。	該当サイン・数量は提示しません。建物新設により表示の更新が必要となるサインを対象とすることを想定していますが、施設全体としての計画は事業者提案によります。
263	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	47	13	第4章_第5節_1_(14)_b.ヘリポート	ヘリポートについて、国の整備する範囲と、事業者の建設業務に含む範囲を明確に理解したく、工事区分表を頂けますでしょうか。	工事区分表は作成しておりません。
264	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	47	13	第4章_第5節_1_(14)_b.ヘリポート	ヘリポートの工事区分について、建設業務は事業外とありますが柱及び柱回りの防水処理までを本工事とし、梁以降は別途と考えて宜しいでしょうか。	柱から上が追加工事建てられる前提とし、柱脚・柱まわりの防水処理まで本工事とします。ヘリポートに必要な設備用の空配管等は本工事とします。
265	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	48	16	第5節_2_(1)_a.(f)	接地は統合接地方式とする。と記載ありますが、大地との接地抵抗は2Ω以下であると考えてよろしいですか？また、B種接地は単独接地方式としてよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、御理解のとおりです。
266	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	48	28	第5節_2_(1)_a.(i)	対象となる具体的な設備システムをご教示ください。	電気設備全般です。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
267	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	48	35	第5節_2_(1)_a(k)	既存システムの改造・改修が困難または故障している場合は変更対応の認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
268	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	50	23	第5節 施設計画(建築・設備)_2. 設備性能_(1)_c	・特高受変電構成についての明記がありませんが、VCT 1台のバイパス構成で宜しいでしょうか。VCT 2台構成の必要がありましたらご教示お願いいたします。	VCTは、2回線それぞれに必要となります。
269	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	50	23	第5節 施設計画(建築・設備)_2. 設備性能_(1)_c	・防災棟の特高受変電容量の検討のため、現在の既存特高契約電力が何kWかご教示お願いいたします。	契約電力は、2,200kWです。
270	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	50	24	第5節_2_(1)_c(a)	特高電力2回線引込の際、電力需用用変成器は既存設備と同様に1台(1VCT+バイパス方式)でよろしいでしょうか。	No.268の回答を御参照ください。
271	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	50	34	第5節_2_(1)_c(f)	既存の特高変圧器容量との関係から新設する特別高圧変圧器の仕様(容量、絶縁方式等)をご教示ください。	新設する仕様については、事業者の提案によります。
272	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	51	20	第5節_2_(1)_e.(a)_①	発電機を3台設置の内、4号館用の1台は既存発電機(750KVA)と同期運転が必要かご教示ください。	同期運転が必要となります。
273	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	51	23	第5節 施設計画(建築・設備)_2. 設備性能_(1)_e.(a)_①	・「発電機を3台設置し、1台(4号館用)は単独」とありますが、既存4号館発電機と今回の防災棟新設の4号館用発電機の同期をとる必要はありますでしょうか。	No.272の回答を御参照ください。
274	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	51	28	第5節_2_(1)_e.(a)_④	地下オイルタンクは発電機3台分を複数台設置と記載ありますが、設置スペース等から、2槽式の地下オイルタンクを1基を設置でもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
275	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	52	26	第5節_2_(1)_h.(c)	アクセスポイントはPHS構内基地局と考えてよろしいでしょうか。また、設置エリアは地下駐車場、設備書室等を除く全館のエリアに設置でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書(本文)」第4章.第5節.2.(1)h.(c)構内PHS電話機に対応するように、アクセスポイントを設ける。を削除します。また、【添付資料4-2】「各室性能表」の電気設備/電話FAX/電話 についても修正します。
276	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	52	26	第5節_2_(1)_h.(e)	共用諸室の電話機・構内交換機は4号館既設交換機と接続が必要かご教示ください。必要な場合、通信局の構内交換機を共用と兼用してもよろしいでしょうか。	前段については、【添付資料4-18】「構内交換機要件」によります。後段については、兼用は不可とします。
277	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	55	8	防犯・入退館管理設備	サブ端末設定装置の設置目的は添付資料4-16セキュリティの考え方2-(2)bの各官署毎が設定変更できるためでしょうか。	御理解のとおりです。
278	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	57	7	第5節_2_(2)_b.(a)	「コージェネレーション装置を設置し、これにより供給することを基本として外部からの電源供給なしに中央空調方式の設備が運転可能なものとする。発電能力は、全ての中央空調方式の機器(制御装置、連動する換気装置を含む)に必要な電力を賄うことが出来る能力以上とする」と記載がありますが、コージェネレーション装置が過大となった場合、中間期にてコージェネレーションの廃熱を使い切ることができず、総合効率が低下します。コージェネレーションの発電能力は廃熱を有効に利用できる発電能力とし、外部からの電源供給なしで稼働できるシステムとしては、自家発電機の発電能力も考慮することが可能に変更できないでしょうか。	原文のとおりとします。
279	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	57	38	第5節_2_(2)_b.(i)	空調機の系統について、専有部門毎でVAVで系統分けを行います。空調機を共用することは可能でしょうか。	可能です。但し、各種エネルギー消費量を専有部門毎に随時把握し、統計処理できるものとしてください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
280	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	62	4	第5節 施設計画(建築・設備)_2. 設備性能_(2)_j_(c)	・消火設備について「スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないよう排水できる仕組み」とありますが、防災棟のスプリンクラー包含となる全室が対象でしょうか。具体的には床面に掃兼ドレンを設けて、通常時は蓋を閉めてスプリンクラー放出後は、蓋を開けて排水することでよいかご教示お願いいたします。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、御理解のとおりです。
281	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	62	17	第5節_2_(2)_k_(b)	「ライフサイクルコストを考慮して中圧の都市ガス管(100A)を新たに引き込む」と記載がありますが、ガス消費量に応じて配管サイズを減径することは可能でしょうか	原文のとおりとします。
282	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	62	42	5_2_(2)_m昇降機設備 (g)	「非常用エレベーターは人荷用とし、専用運転可能とする。」とありますが、非常用EVが複数の場合は1台をこの基準に満たす、という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
283	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	63	15	第5設_2_m	「エレベーターのうち、1台以上はストレッチャーによる緊急対応が可能なサイズ」とありますが、長辺方向2Mを確保すれば良いのでしょうか？	御理解のとおりです。
284	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	66	16	第4章_第6節_2_(5)_c. 施工工程	施工工程で発注工程は見積提出時の市況より発注期間を見込みますが、市況の変動により発注期間が長くなった場合の施工工事期間の協議は可能でしょうか。	御理解のとおりです。
285	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	67	35	第4章_第6節_2_(14) 近隣対策	事業計画自体に関する近隣への対策(説明会等)及び配慮は、発注者の責任で実施頂くという理解でよろしいでしょうか。想定されている近隣の範囲や、説明会の開催時期をご教示ください。	前段、近隣への対策及び配慮は、事業者が行い、国は必要に応じて協力します。 後段、近隣の範囲は、「実施に関する方針に対する質問と回答 No.108」の回答を御参照ください。説明会の開催時期も同様に、事業者提案のもと、発注者と協議のうえ範囲を決定する想定です。
286	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	67	35	第4章_第6節_2_(14) 近隣対策	近隣対策について、ヘリポートの運用、騒音についての近隣対策は発注者側で行うと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
287	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	72	34	第6節_4_(12)_b. 携帯電話不感知対策	・防災棟庁舎内の携帯電話不感知対策の参考として、既存棟の携帯電話不感知対策の状況、例えば対策範囲(対象階など)、対策済み携帯事業者名、対策機器等設置による国有財産貸付料などの情報をご教示お願いいたします。	現状既存棟の携帯電話不感知対策はありません。
288	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	12	1.1_(1)業務の原則_e.	地震後の早期復旧に必要な専門技術者による点検等が適切に行われるように体制を確保するとあるが、専門技術者とはどのような方を想定しているのか、また具体的な体制のイメージについて併せてご教示願いたい。	【参考資料5-16】「防災棟入居官署の業務継続計画(BCP)、広島合同庁舎防火・防災管理体制」の『庁舎の安全確認の流れ』を御参照ください。
289	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	78	16	業務内容	LED交換業務が維持管理業務に入っていますが、維持管理業務を担う企業以外のものが設置・更新してもよろしいのでしょうか。	質問の趣旨が不明ですが、維持管理企業以外の者が維持管理業務におけるLED交換業務を事業者から直接受注して実施することは認められません。
290	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	78	17	業務内容	入退館ゲート設置が維持管理業務に入っていますが、既存棟と同等のものを維持管理業務を担う企業以外のものが設置・更新してもよろしいのでしょうか。	質問の趣旨が不明ですが、維持管理企業以外の者が維持管理業務における入退館管理設備更新・保守管理等業務を事業者から直接受注して実施することは認められません。
291	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	78	27	1.2_(1)_c. 本業務に含まれていない業務_b)	廃棄物処理業者との契約は維持管理・運営業務に含まれないと記載されているが、前回実施方針に対する質問回答にて、維持管理業務にて排出される廃棄物(フィルター、汚泥等)について、当該廃棄に係る契約は事業者自ら行うと回答があったが、本業務に含まれない業務(b)に記載の通り事業者の業務に含まれないという認識で良いかご教示願いたい。	清掃業務要求水準における専有部および共用部において排出される廃棄物の運搬・処理契約は含まれません。 事業者は、維持管理・運営業務で排出する廃棄物(フィルター、汚泥等)について、事業者の業務に含まれます。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
292	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	79	37	第5章第1節_3_(2)業務の実施体制	・「管理統括責任者」は個別業務の業務責任者を兼任してもよろしいでしょうか。	管理統括責任者の個別の業務責任者との兼任は認めません。
293	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	81	25	1.5_(2)業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成	既存棟の修繕業務範囲は、既存棟の改修部分であると認識しているが、認識の通りかご教示願いたい。	御理解のとおりです。
294	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	81	25	1.5_(2)業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成	運転・監視及び日常点検・保守業務について、既存棟に関する業務の区分、範囲、対象、内容に関して、事業者は既存棟の劣化状況等を調査の上、維持管理業務開始前に国との協議の上確定させるとあるが、国との協議の上維持管理業務費が増額となった場合は、国が補填するという認識で良いかご教示願いたい。	劣化状況等の調査は、維持管理業務開始前の状況を確認することを目的としており、調査費用の負担や調査によって業務範囲や維持管理業務費が大きく変動することは想定しておりません。仮に調査の結果、維持管理業務費用が増加する場合、国と事業者で協議をした上で、【資料-1】「事業契約書(案)」第32条のとおり、要求水準の変更により生じる合理的な増加費用は国が負担します。
295	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	81	25	1.5_(2)業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成	事業者が既存棟の劣化状況等を調査調査とあるが、事業者決定から管理開始まで期間が短いため国により事前に調査を実施された方が円滑に協議が進むと思われるので、国にて劣化状況調査を実施していただきたい。	国で劣化状況調査を行う予定はありません。
296	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	81	25	1.5_(2)業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成	事業者は既存棟の劣化状況等を調査の上、維持管理業務開始前に国との協議により確定させるものとするがあるが、調査費用は国が負担という認識で良いかご教示願いたい。	No.294の回答を御参照ください。
297	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	10	1.5_(3)_d_(a)_③その他計画の妥当性を説明する事項	その他計画の妥当性説明する事項とは具体的に何を指すのかご教示願いたい。	妥当性が確認できる根拠となる資料等を指します。
298	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	15	1.5_(3)_e.消防計画書	消防計画作成主体は国という認識で良いかご教示願いたい。	御理解のとおりです。
299	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	38	1.5_(3)_h.建築物環境衛生監理技術者の届出	既存棟の建築物衛生管理技術者は1名名義で各棟を兼任することは可能かご教示願いたい。現状の届け出内容について併せてご教示願いたい。	前段について、法令上は1名名義で各棟を兼任することは可能ですが、適正な管理が可能であることが前提となります。後段について、現状は2名以上の配置を求めており、4名の届け出を受けています。
300	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	84	1	5_(3)_i_電気主任技術者の届出	電気設備の技術者は24時間常駐するとの事ですが、土日祝も含めて365日常駐との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
301	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	32	第5章_第1節_5_(5)_b	電気・ガス・水道の使用量は、現在はメーターを検針することで把握しているのでしょうか。	各供給事業者からの通知により把握しています。ガス・水道はメーターを検針、電気は送配電事業者からの通知により把握しています。
302	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	32	第5章_第1節_5_(5)_b	各入居官署の負担割合の算定方法とは現在どのように行っているのでしょうか。子メーターによる実測値、あるいは、入居官署の専用部分の床面積による按分でしょうか。	入居官署の人員や面積を基に、管理官署にて算定しています。保守業者が一部検針を行っています。負担割合の算定方法は、契約後、維持管理・運営業務開始前に提示します。
303	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	87	23	第5章_第1節_5_(1)_a	既存棟の備品台帳は整備されており、貸与頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	規定に基づき整備しているものは貸与を予定していますが、全ての備品類が搭載されているものではありません。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
304	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	87	34	1.5.(12)図面その他の資料の貸与等 b.(b)	国が行う改修又は修繕により図面等に記載される内容に変更が生じた場合、国から資料の貸与を受け速やかにCADデータを含めた資料を更新とあるが、改修・修繕の図面更新は改修・修繕の実施者が行うべきであるため、維持管理業務ではその図面の確認という内容に変更を願いたい。	既存棟における図面更新を行うCADデータは一般図(配置図・各階平面図)程度ですので、原文のとおりとします。
305	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	89	23	2_1_(1)_定期点検等及び保守業務	エレベーターの保守点検について、4号館1~6号機のみPOC契約との事ですが、その理由をご教示ください。	一部の保守部品の供給が終了しているため、フルメンテナンス契約ができないためです。
306	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	89	28	2.1.(1)建築物点検保守に係る要求水準 a	既存棟のエレベーター更新計画をご開示願いたい。	既存棟のうち、4号館の高層用(3台)について、1台を更新中です。残りの2台は今年度中に工事発注の予定です。 3号館及び4号館低層用(3台)については、更新計画がありますが、実施時期は未定です。
307	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	91	9	2.3.(1)空気環境測定に係る要求水準	既存棟各棟における空気環境測定のポイント数をご教示願いたい。	以下のとおりです。 1号館:10箇所、2号館:12箇所、3号館:6箇所、4号館:33箇所
308	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	92	38	2_6_LED交換業務	令和13年3月31日までに完了する予定になっておりますが、土日祝しか実施出来ない場所などあればご教示ください。	土日祝しか実施出来ない場所はありません。
309	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	4	2_7_入退館管理設備・保守管理等業務	4号館セキュリティゲート本体は保守管理から除外されていますが、現行仕様書と変更なしとの認識で宜しいでしょうか。また、令和8年2月下旬に予定されている失効情報連携端末との疎通テストは何日間を想定されているのでしょうか。	4号館セキュリティゲート本体は、現行仕様書と変更ありません。 失効情報連携端末との疎通テストは、最短で2日程度となる予定ですが、障害が発生した場合はリカバリー対応を含め1週間程度となる想定です。
310	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	4	入退館管理設備装置・保守管理等業務等	令和11年4月の更新期間まで4号館セキュリティゲート本体が保守管理業務に含まれませんが、故障や動作不良などにより修繕が必要となり費用が発生した場合の取扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。	国で別途対応します。
311	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	7	入退館管理設備装置・保守管理等業務等	令和8年2月下旬に予定されている失効情報連携端末とはどのような機能が想定されているのか、失効情報について具体的にご教示ください。	失効情報連携端末の機能とは、庁舎のゲート等において紛失や破損等により失効となったカードでの通行を制限するため、デジタル庁ガバメントクラウドにおける共通発行管理システム(府省間データ交換機能を含む)から取得した失効情報(統合失効リスト、失効リスト)を、関東財務局に設置されている失効情報連携端末にて財務省入退館管理システムから取得のうえ、各財務局の入退館管理システムに連携を行うものです。 なお、統合失効リストには入館を制限する対象の国家公務員身分証及び特別通行証情報が収録されており、失効リストは各庁舎において通行証・一時通行証を独自発行している場合のみ配信するもので、統合失効リストと同様に入館を制限する対象カード情報が収録されています。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
312	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	7	入退館管理設備装置・保守管理業務等	令和8年2月下旬に予定されている失効情報連携端末との疎通テストについて、どのような情報の疎通テストが想定されるのか、具体的にご教授ください。	本番データ(No.311の回答による、統合失効リスト及び失効リスト)を使った疎通テストを想定しています。また、具体的には、入退館管理設備の保守業者において、以下の作業を想定しています。 ・統合失効リスト及び失効リストの取得先IPアドレスを新しいIPアドレスへ変更。 ・必要に応じて統合失効リスト及び失効リストを手動取得し、問題なく取得できていることを確認。 ・入退館管理設備側において統合失効リスト及び失効リストが、夜間の時間帯に自動取得できているか確認。
313	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	8	第2節_7.入退館管理設備設置・保守管理業務	「R11.4全てのシステムを更新し事業期間の終了までに再度の更新をおこなうこと」と記載がありますが、再度の更新とは、5年後のR16.4に更新計画ということでしょうか？	入退館管理設備を構成する、それぞれの機器等の保守期間に応じた計画としてください。
314	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	9	2.7.入退館管理設備設置・保守管理業務	再度の更新の対象は既存棟の入退館管理設備一式という認識で良いかご教示願いたい。	既存棟と防災棟を対象としています。
315	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	10	入退館管理設備装置・保守管理業務等	令和11年4月及び、事業期間終了時のそれぞれの時期に更新が求められていますが、更新に際して、それぞれの時期までにレイアウトの変更による装置・機器類の増設や新たな回線の敷設・延伸等で追加費用が発生した場合の取扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。	御質問のレイアウトの変更による装置・機器類の増設や新たな回線の敷設・延伸等により、事業者に着しい増加費用が発生した場合に限り、協議の上で国は合理的な範囲内で当該費用を負担します。
316	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	10	入退館管理設備装置・保守管理業務等	何れの更新時もリース方式での調達可とされていますが、リース方式で調達した場合の事業終了時の取扱いはどうなりますか。リース会社から買い取るなどして、現状有姿での国引渡しでしょうか。それとも撤去・原状回復でしょうか。	事業者にて撤去し、事業終了後に国が新たに設置します。
317	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	16	警備業務	事業費を積算するため、【参考資料5-10】「現行の機械警備について」だけでなく、入退館管理設備及び監視カメラ設備についても提示して頂けないでしょうか。	入退館管理設備については、【参考資料5-21】「既存棟の維持管理業務及び運営業務に係る主な業務の契約内容」で保守仕様書の別紙として提示しています。監視カメラ設備は、既存棟内に35台設置しています。
318	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	21	3_1_(2)_a_庁舎運用等業務	警備業務が令和8年4月から開始される事に伴い、令和7年度に限っての事ですが、庁舎運用業務を実施する従事者の控室はどこになるのでしょうか。	庁舎内の部屋を貸与することを考えておりますが、具体的な場所は契約後、協議によります。
319	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	29	第3節_1_(2)_C	感染症の発生により感染拡大予防等の臨機の対応が必要となった場合、国に協力すること。と記載がありますが、具体的にはどのような協力をするのでしょうか？	国の施設において、感染症の検査会場等を設置する場合、庁舎の維持管理・運営業務として対応することを想定しています。
320	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	93	31	3_1_(3)_a_防災棟共用部備品の調達・管理業務	添付資料5-11の備品の仕様の中で適宜との記載がありますが、最低数量など、提示があればご教示ください。	事業者の提案によります。
321	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	98	38	第2節 維持管理業務_6. LED交換業務	・既存棟(1号館、1号館附属棟、4号館、4号館附属棟)共用部の照明器具LED交換業務について、当該交換業務は、土曜・日曜の日中作業が可能と考えてよろしいでしょうか。	土曜・日曜の日中作業は可能です。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
322	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	99	5	第2節_7. 入退館管理設備装置・保守管理等業務	既存棟の入退館管理設備一式の保守管理で、4号館セキュリティゲート本体はR11/4の更新時期までは対象外となっていますが、4号館セキュリティゲートの運用は停止されると理解してよろしいでしょうか。	運用は停止しません。故障等の場合の対応はNo.310の回答を御参照ください。
323	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	99	5	第2節_7. 入退館管理設備装置・保守管理等業務	今回の事業ではR11/4に防災棟の構築業務と、R7/4からの防災棟・既存棟の維持管理・運用業務を事業者が行うものと理解しております。既存棟では入退館管理設備が稼働していることから、R7/4からの既存棟の維持管理・運用業務は、既存の入退館管理設備の保守運用会社と連携して業務を実施することとなるのでしょうか。	事業者の提案によります。
324	(添付2-6)埋蔵文化財の調査範囲	2	7	(2)埋蔵文化財発掘調査範囲協議状況	・「建設予定部分の北側、西側について、現状は発掘調査を想定してないが、協議により必要になった場合は対応すること。」とあります。具体的にどのような場合に対応が必要となるかご教示お願いいたします。	具体的なケースについては事業計画時に協議・確認を行います。
325	(添付2-6)埋蔵文化財の調査範囲	2	9	(2)埋蔵文化財発掘調査範囲協議状況	・「掘削幅が狭小である場合は発掘調査対象外とする場合もある。」とあります。具体的にどの程度の規模の場合が対象外となるかご教示お願いいたします。	具体的な規模は事業計画時に協議・確認を行います。
326	(添付2-6)埋蔵文化財の調査範囲	2	13	(2)埋蔵文化財発掘調査範囲協議状況	・「少しでも掘削する場合は協議すること。」とあります。掘削深さはどの程度から該当するかご教示お願いいたします。	具体的な深さは事業計画時に協議・確認を行います。
327	(添付4-2)各室性能表	2	7	中国総合通信局_シールドルーム、シールドルーム前室	シールドルーム及び前室はそれぞれ何㎡必要かご教示ください(合計30㎡)。	一次審査通過者に示します。
328	(添付4-2)各室性能表	8	5	中国地方整備局_統括防災官室、統括防災官個室、統括防災官調整官個室	統括防災官室、統括防災官個室、総括防災調整官個室(内装仕上げや鍵管理方法が違うため個室が必要と認識)の必要面積をご教示ください。	契約後、協議によります。
329	(添付4-2)各室性能表	8	14	【中国地方整備局】備蓄物物品庫	外部窓が「有」になっていますが、ブラインド等は「無」になっています。外部窓に面する場合はブラインドを設け、面していない場合はブラインド無し、と理解してよろしいでしょうか。	ブラインドは不要としてください。
330	(添付4-2)各室性能表	12	11	共用部_便所・洗面、ゴミ置場、機械室、電気室、自家発室、PS・DS・EPS	共用部の便所・洗面、ゴミ置場、機械室、電気室、自家発室、PS・DS・EPSの面積が示されていますが、要求水準を満たしたうえで面積は適宜と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
331	(添付4-2)各室性能表	20	4	各室性能表	添付資料4-2-4で防災棟での各室性能表「入室制限」の凡例、各室性能表「鍵管理」の凡例から、添付資料4-2各室性能表で入退館管理設備でカードにより電子錠の開閉を行うのは、「入室制限」が「I、II」かつ「鍵管理」が「C、D、E、H」かつ「入退室管理」が「有、適宜」のもので理解してよろしいでしょうか それとも、「鍵管理」が「C、D、E、H」かつ「入退室管理」が「有、適宜」のものでしょうか	後段のとおりと御理解ください。 尚、入退室管理を以下のように修正します。 【中国総合通信局】 ・一般事務室1～3 「有」→「無」 【中国地方整備局 統括防災官室等】 ・災害対策室 「有」→「無」 ・記者会見室 「有」→「無」 ・統括防災官室 「有」→「無」 【広島東税務署】 ・署長室 「無」→「有」 ・筆頭副署長室 「無」→「有」 ・副署長室1 「無」→「有」 ・副署長室2 「無」→「有」 ・KSK事務機械室 「無」→「有」 ・男子更衣室 「無」→「有」 ・女子更衣室 「無」→「有」 【共用部】 ・備蓄倉庫 「無」→「有」
332	(添付4-2)各室性能表	28	5	各室性能表	広島東税務署で所長室が「入室制限」が「I」かつ「鍵管理」が「D」となっていますが、「入退室管理」が「無」となっています。 入退館監視設備でカードにより電子錠の開閉を行う対象になると思いますが、認証装置をつける場所が無いことになりましたが、この場合はカードによる入室管理の対象外となると考えてよろしいでしょうか	入退室管理「有」に修正します。
333	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	20		電気(高圧ルート図)	・特高ケーブルを地中埋設するPLP配管の仕様は、PLP-PE2S(JIS G3477-2)と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
334	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	20		電気(高圧ルート図)	・防災棟から既存1～4号館に対する高圧幹線敷設は、すべて新設設備トレンチ内を敷設する方針でよろしいでしょうか。新規幹線ケーブルを敷設するにあたって新規で埋設配管でのルート構築が必要な箇所あればご教示お願いいたします。(例:3号館～2号館の渡りは埋設配管が必要など)	防災棟から既存1～4号館に対する高圧幹線敷設は「高圧ルート図」に示すとおりです。 なお、防災棟から3号館へ至るルートに示す「2・3号館高圧」は、地中埋設配管とします。
335	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	56	1	改修前後の各棟平面図	・「受変電室に改修する対象室等は施工期間中、無人となる」とありますが、既存EPSから廊下にかけて天井内配線敷設作業が合わせて発生すると考えられます。当該エリアの廊下部は最低限通行が出来る幅を残し仮設間仕切り壁で仕切る方針でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、避難の安全を確保したうえでの計画としてください。
336	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	56		【改修前後】1号館5階平面図	当該箇所以外も含めて、既設で会議室や事務所の位置に対して、新しい電気室を計画されていることから、積載荷重が上がるのが想定されますが、構造的な検証は実施済みでしょうか？	実施済みです。ただし詳細な検証は事業者提案によります。
337	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	56		【改修前後】1号館5階平面図	当該箇所以外も含めて、既設で会議室や事務所の位置に対して、新しい電気室を計画されていることから、必要な天井高さが上がるのが想定されますが、階高や天井高さに問題がない検証は実施済みでしょうか？	問題ないと考えております。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
338	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	56		【改修前後】1号館5階平面図	当該箇所以外も含めて、既設で会議室や事務所の位置に対して、新しい電気室を計画されていることから、大型の設備を外部から搬入することが想定されます。搬入ルート上に、積載荷重の確認及び必要となる扉の大きさについて、問題がない検証は実施済みでしょうか？	・積載荷重については、搬入ルートとなる廊下等は会議室や事務所と比べて同等以上の積載荷重としているため問題ないと判断しております。ただし詳細な検証は事業者提案によります。 ・必要となる扉の大きさについては外部建具、腰壁を一部撤去するなどして搬入を行い、復旧することを想定しています。
339	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	56		【改修前後】1号館5階平面図	各既存棟に関して改修工事が発生しますが、工事可能時期や時間、また仮設計画について、提供できる情報や条件があれば、提示お願いできますでしょうか。	No.239の回答を御参照ください。
340	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	61		【改修後】3号館 地階平面図	3号館地下1階の会議室からの避難ルートとして[サブ電源室]に点線で分けられた通路の表記があります。避難経路として床にライン引きして通路からの入り口を空錠に改修するとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
341	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	67		特高電力引込	北側の特高引込 中国電力〇〇変電所からマンホールにケーブル接続部 責任分界点と記載ありますが、区分開閉器は不要と考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
342	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	121		電気(受変電設備芯電気室配置検討図)	1号館5階の新電気室は各高低圧盤の搬入、荷重、有効高さなど支障ないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
343	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	122		電気(受変電設備芯電気室配置検討図)	2号館6階の新電気室は各高低圧盤の搬入、荷重、有効高さなど支障ないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
344	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	124		電気(受変電設備芯電気室配置検討図)	4号館2階の新電気室は各高低圧盤の搬入、荷重、有効高さなど支障ないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
345	(添付4-3)既存棟(1号館、1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	135	12	改修後 4号館 2階平面図【換気・自動制御・消火設備】	・改修するサブ変電室の室床面積が200㎡以上ではないかと思われます。改修後の消火設備について「大型消火器(2個)を設置する」とありますが、ガス系消火設備の設置となりませんか。またその場合、消火ポンベ室の設置場所をご教示お願いいたします。	対象となる電気設備が設置されている部分の床面積が合計を200㎡以上であれば、御理解のとおりです。消火ポンベ室の設置場所確保が難しいため、参考図では特例適用され、大型消火器でよい場合を想定しています。
346	(添付4-6)建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法	1	8	Z地域係数(1.0とする。)	広島県は、現行法では地域係数が0.9で、参考資料2-10-1においても地域係数を0.9で検討しております。能登半島沖の地震を受けて国が「地震地域係数」を見直しを検討する報道もでていり、本項目は地域係数を1.0と記載がありますが、構造体も地域係数は1.0が要求水準であると示唆していると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。本事業においては、地域係数を1.0とします。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
347	(添付4-7)建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法	1	8	Z地域係数(1.0とする。)	上記質疑に同じ	上記回答に同じ。
348	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	1	30	エントランスホール	エントランスホールの電気設備にて「入退館ゲート」を設けると記載がありません。 5号館（防災棟）、及び既存棟は1, 2, 4号館に入退館ゲートを下記通路数設置予定ですが、相違ないでしょうか。 ・1号館：3通路+2通路 ・2号館：3通路+3通路 ・4号館：3通路+3通路 ・5号館：4通路	防災棟については、事業者の提案によります。 既存棟は、一次審査通過者に示します。
349	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	2	23	①中国総合通信局(電気設備)	屋上に設置予定の通信用アンテナの形状、配置条件をご教示ください。	一次審査通過者に示します。
350	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	5	18	①中国総合通信局_○会議室_(建築)	「机・椅子の収納スペースを設ける。」となっていますが会議室倉庫として間仕切りは必要ないと考えて宜しいでしょうか。	契約後、協議によります。
351	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	19	7	④中国地方整備局統括防災官室等(電気設備)	屋内に無停電電源装置(蓄電池含む)設置とありますが、仕様等をご教示ください。	一次審査通過者に示します。
352	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	21	5	④中国地方整備局統括防災官室等(電気設備)	無停電電源装置より配線を行い専用分電盤を設け、専用機器類の電位をまかなうものとする。(PFI事業外)とありますが、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
353	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	21	12	④_○ 災害対策室	P.21.22.23にかけて、「個別の機械警備を設置すること」と記載がありますが、添付資料4-2各室性能表の防犯用センサの項目欄と設置の有無について一致していない情報となっています。どの情報が正しいでしょうか？	【添付資料4-2】「各室性能表」を正とし、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」における災害対策室、記者会見室、河川情報管理室及び道路情報管理室の(電気設備)に記載がある「個別の機械警備を設ける。」を削除します。
354	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	21	12	④_○ 災害対策室	添付資料4-9主要諸室の性能特記事項 P21, 22, 23に「個別の機械警備を設置すること」と記載がありますが、添付資料4-2各室性能表の防犯用センサの項目欄と設置の有無について一致していない情報となっています。どの情報が正しいでしょうか？	No.353の回答を御参照ください。
355	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	24	6	④中国地方整備局_○電算室(サーバー室等)_(建築)	「床はアンカーボルト打設が可能な仕様とする。」とありますが、添付資料4-2ではH350mmの二重床となっています。サーバーラックが転倒しないための鉄骨等の床組みが必要と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
356	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	24	7	④中国地方整備局_電算室(サーバー室等)_(建築)	「エレベーターの中も含めて既設ラックや空調など装置を搬入できる大きさとする。」とありますが、想定している機器のサイズをご教示ください。	一次審査通過者に示します。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
357	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	32	23	⑤広島東税務署_○男子更衣室_(建築)	男子更衣室、女子更衣室とも「職員専用出入口付近に配置する。」とありますが、1階の配置が必須条件でしょうか。	必須ではありません。
358	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	36	8	⑥_○ 共通事項	「機械警備は防災棟建築時には、必要な場所へ空配管を行うものとする」と記載があります。共用部については記載はありますが、専有部についても同様と考えてよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
359	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	36	8	⑥_○ 共通事項	防犯カメラ及び入退館ゲート設置にあたり、必要な場所に空配管を施設整備側で準備して頂くことでよろしいでしょうか？	監視カメラ(防犯カメラ)は、本事業ですべて整備します。入退館ゲートは、施設整備では空配管、ボックスを準備し、維持管理業務にて装置を設置します。
360	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	36	15	⑥共用部_○共用会議室_(建築)	「共用会議室は1～3室の3室に分ける。そのうち、共用会議室2と3は1室としても使用可能なよう、移動間仕切りで70㎡程度と50㎡程度に分割する。」とありますが、次の項目で「使用人数は、200㎡程度の会議室ならば、80～120名、70㎡程度の会議室ならば、30～・・・。」とあります。200㎡の会議室を取る場合、会議室の間仕切り壁はすべて移動間仕切りとする必要がありますが、添付資料4-17(p5)では共用会議室(中)と共用会議室(小)の間のみ移動間仕切りを設置することとなっています。移動間仕切りは1か所として宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
361	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	36	25	⑥共用部_○備蓄倉庫_(建築)	備蓄倉庫を5㎡程度毎に区分するのであれば、各官署エリアに振り分けることも可能でしょうか。	各官署の専用エリアに設けることも可能です。
362	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	38	4	⑥共用部_○シャワー室	・「自動式引戸の電源は、発電回路とする。」は、37頁『○ 便所・洗面』の多機能便所に関する性能特記事項ではないでしょうか。	御理解のとおりです。
363	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	38	16	⑥共用部_○ゴミ置場_(建築)	古紙回収室はパッカー車が入ることを前提に地下階に設置も可能でしょうか。	地下は官用車エリアのためセキュリティ上、不可とします。
364	(添付4-9)主要諸室の性能特記事項	40	31	⑥共用部_○運転手控室_(建築)	「他用途にも転用可能とする。」とありますが、要求面積1.7㎡(添付資料4-2)となっています。どのような利用を想定しているのかご教示願います。	倉庫等への転用を想定しています。
365	(添付4-10)階層構成及びアクセス動線の考え方	1	39		地階にEV非常用の着床の表記となっていますが、複数台のEV非常用がある場合は1台を着床するという理解で宜しいでしょうか。	No.229の回答を御参照ください。
366	(添付4-15)建設工事に関する留意事項	7	1	z. 発生材の処理及び建設副産物について	・既存電気室撤去に伴う電気設備・幹線ケーブルの処分は有価物処理の取り扱いとなるものがあれば、ご教示ください。	本事業で撤去する有価材は国に引渡すこととします。
367	(添付4-15)建設工事に関する留意事項	198	2	bb_(a)	「事業者は、国が使用する100m2程度の仮設事務所を設置する。なお、国および全ての入居官署が出席する協議会を開催する会議室を含むものとする。」とありますが、事業者が設置する現場事務所のうち、国が専用する100m2程度のスペース(会議室含む)を確保するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
368	(添付4-16)セキュリティの考え方	1	11	2.技術的事項	・防災棟の鍵は既存棟のマスターグループ内に入ると考えてよろしいでしょうか。その場合、マスターグループの仕様をご教示お願いいたします。	防災棟単独のマスターキーを複数本作成することを想定しています。
369	(添付4-16)セキュリティの考え方	1	31	(2)防犯・入退館管理装置用設定端末及び各官署間セキュリティc.	設定用端末のログイン等にカード複数枚の組み合わせが求められていますが、「設定専用ICカード等」の部分については、パスワードに読み替えて解釈することは可能でしょうか（ICカード+パスワードといった組み合わせでも差支えないでしょうか）。複数枚カードでのログインは一般的でなく、入札の要求仕様としては競争性を狭めるものと考えますので、この組み合わせ要件の緩和をご検討いただけないでしょうか。	御理解のとおりです。
370	(添付4-16)セキュリティの考え方	2	1	鍵の管理ボックス	どの鍵を管理するかは添付資料4-2「各室性能表」で判別でき、鍵管理ボックスをどこに設置するかは添付資料4-2-4「扉の鍵の管理について」で確認できますが、「各官署ごと（各階ごと）に管理ボックスを設置」と記載されています。1フロアに官署が2部門ある場合、鍵管理ボックスも2セット必要でしょうか。1セット設置し、必要な鍵本数分の管理ができればよいでしょうか。	鍵管理ボックスは官署ごとに設けてください。
371	(添付4-16)セキュリティの考え方	2	10	入退館ゲート（フラッパーゲート）	入退館ゲートは「容易に乗り越えができない対策を行う」と記載があります。現状、フラップ部分の高さがH700mmの機器を選定しておりますが問題ないでしょうか。	事業者の提案によりますが、700mmでは乗り越えのおそれがあると考えます。
372	(添付4-16)セキュリティの考え方	2	12	入退館ゲート（フラッパーゲート）	フラッパーゲート通過時に異常等が発生した場合、「当該画像を監視カメラで一定時間ロック」と記載があります。不正通行等を検知して一定時間、通行できないようにすることは可能ですが、「監視カメラで一定時間ロック」とはどのような動作を想定されているでしょうか。	異常が発生した状況を確認できるように一定時間表示（静止画像）することを参考に示しました。
373	(添付4-16)セキュリティの考え方	202	12	2_(2)_i. 商用電源途絶時	i. 商用電源途絶時においても機能を確保する、とありますが、端末へのバッテリーでの電源供給には限度がありますので、一定時間機能を確保すれば良いと考えてよろしいでしょうか	商用電源途絶時は、非常用発電機による電源供給とします。
374	(添付4-16)セキュリティの考え方	203	3	2_(4)_b	添付資料4-16セキュリティの考え方に記載の「Lv.1鍵管理」について、「管理ボックスは各官署ごと（各階）に設置し管理する。職員が管理ボックス用のキーを所有し、登退庁時に管理ボックスを開閉し鍵の出し入れを行う」と記載がありますが、添付資料4-9主要諸室の性能特記事項に記載されている「鍵BOX」とは異なる機器でしょうか？	管理ボックスと鍵ボックスは同じとお考えください。
375	(添付4-16)セキュリティの考え方	203	3	2_(4)_b	上記の質問に続き、「鍵BOX」と異なる場合、管理ボックス用のキーとは、物理キー又は国家公務員身分証明書ICカードのどちらでしょうか？	No.374の回答を御参照ください。
376	(添付4-16)セキュリティの考え方	203	3	2_(4)_b	上記の質問に続き、物理キーの場合、そのキーの受渡は警備室でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
377	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	1	2	各文章	・各文章に「PFI事業内」「PFI事業外」の記載があります。工事区分表等の一覧表がございましたらご教示お願いいたします。	一覧表はありません。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
378	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	1	46	中国総合通信局_電算室(3システム共用)	壁面収納が「窓面以外の壁面に設置可能なだけ設置」となっています。必要な数量をご教示ください。	事業者提案によります。
379	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	2	13	仕様 各所	・「移動式保管庫(PFI事業外)」があります。固定アンカーや移動レールについてもPFI事業外と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
380	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	3	4	仕様 各所	・「モニター(PFI事業外)将来用」はサイズが不明です。50インチ想定でよろしいでしょうか。	モニターサイズは未定のため示せません。【添付資料4-19】「専用機器一覧表」の負荷容量、重量等から想定してください。
381	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	3	6	仕様 各所	・「モニター(PFI事業外)天吊りもしくは壁掛」とあります。取付下地の仕様が異なりますので、天吊りモニター想定でよろしいでしょうか。	設計段階で協議します。
382	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	5	30	共用部_屋上_洗濯機パン	屋上に洗濯機パンを設置することになっていますが、給排水設備がどの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
383	(添付4-17)附帯設備等に係る要求水準	5	31	共用部_屋上_物干し竿吊りフック	物干し場は屋根が必要でしょうか。必要な場合は面積をご教示ください。	屋根は必要ありません。
384	(添付4-18)構内交換機要件	209	9	構内交換機要件	既設構内交換機に増設回線に対応した場合、個別機能に支障ないものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、防災棟に新設する電話交換機の設備仕様によっては一部機能が制約される可能性があります。
385	(添付4-18)構内交換機要件	209	22	構内交換機要件	既設構内交換機(4号館MDF)から防災棟(MDF)間は光通信ケーブルは不要でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
386	(添付4-22)広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業EIR	223	6	2_(2)	一番右セルに「建設業務段階」と記載がありますが、建設業務段階での活用を見据えたBIMデータの作成であれば、「基本設計及び実施設計の各段階」ではありませんでしょうか。	御理解のとおりです。
387	(添付5-1)維持管理・運営費コスト管理計画書内容及び提出時期	29	9	維持管理・運営業務の各従事者	維持管理・運営業務の各業務従事者について、配置基準(ポスト・時間)はありますでしょうか？	【参考資料5-1】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」に対する質問と理解します。関係法令に基づき必要となる従事者の他、運営業務のうち、警備業務については【添付資料5-10】「警備業務の配置ポスト」を御参照ください。その他は事業者の提案によります。
388	(添付5-1)維持管理・運営費コスト管理計画書内容及び提出時期	29	9	維持管理・運営業務の各従事者	関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有するものとありますが、具体的な資格要件、能力基準はありますでしょうか？	関係法令に基づき必要となる資格以外は事業者の提案によります。
389	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	1	11	業務提供体制の整備	配置ポストは、別添資料5-9「警備業務の配置ポスト」とありますが、添付資料5-10ではないでしょうか。	「別添資料5-10『警備業務の配置ポスト』」に訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。
390	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	1	19	警備業務	【参考資料5-10】「現行の機械警備について」が無いと、機械警備用センサーのセンサー種類や配置場所の算定ができません。機械警備の基準またはそれに準ずる資料を提示いただけないでしょうか	特定資料②として、誓約書を提出した一次審査通過者に限り交付します。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
391	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	1	27	業務提供体制の整備	やむを得ない理由には定期的な人事異動も含まれますか。	基本的に人事異動はやむを得ない事情に含まれませんが、理由を個別に判断することになります。
392	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	1	機械警備システムの要件	機械警備システムを新たに整備してよいでしょうか。その場合、既存の機械警備システムの撤去費用は現行の警備会社負担の理解で宜しいでしょうか。	本事業における機械警備システムは新たに事業者で調達してください。既存の機械警備システムの撤去費用は、現行の警備会社の負担で撤去します。
393	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	3	機械警備システムの要件	警備用装置類とは機械警備を構成する機器の一つと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
394	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	3	機械警備システムの要件	基地局と後述の監視センターは同義と解釈して差支えないでしょうか。	御理解のとおりです。
395	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	6	機械警備システムの要件	監視センターとは警備会社の監視センターとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
396	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	16	機械警備システムの要件	事業費を積算するため、指定する重要物(金庫等)を保管している場所・台数を具体的に ご教示下さい。	セキュリティーの観点から具体的な場所の提示は控えますが、既存棟内で2箇所です。
397	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	23	機械警備システムの要件	警報制御装置について具体的にご教示ください。	警備をセットするための専用タグをかざす機器(カードリーダー・非接触リモコン)となります。
398	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	25	機械警備システムの要件	業務提供対象全てとは全ての機械警備システムの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
399	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	27	機械警備システムの要件	遠隔所から電氣的に開錠するとは遠隔操作で開錠できる機能の理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
400	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	31	機械警備システムの要件	機械警備の実施計画やシステムの設置場所とは機械警備のプランニングやコントロール端 末の設置場所の理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
401	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	32	AED機器の管理及び更新	1, 2, 4号館の警備室に設置されているAEDについて調達時期及び消耗品交換実績をご 教示下さい。併せて保守契約を締結しているようでしたら、契約内容・契約期間など具体的 な情報をご開示下さい。	令和4年2月に調達しています。消耗品のパッドについて、令和5年5月に製造メーカーの 自主回収により交換されています。保守契約は締結していません。
402	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	52	人、物品、車両等の 入構管理	出勤し注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせる ことが要求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなりますので、注意するに留めて いただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませ んが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。
403	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	57	人、物品、車両等の 入構管理	注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせるが要 求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなりますので、注意するに留めていただけない でしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませ んが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
404	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	3	4	人、物品、車両等の入構管理	注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせるが要求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなります。巡視・秩序維持等に当たる業務従事者の生命に関する恐れがある不審者・不審物等への対応同様に、安易に接触せず、入庁者等の安全確保を優先し、管理庁の指示を仰ぎ、場合によっては警察等の出動を要請することになっていただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませんが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。来庁者等や警備員の生命に関わる恐れのある場合は、管理庁と協議のうえ、警察等の出動を要請することを想定しています。
405	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	3	16	人、物品、車両等の入構管理	<p>■1、2、4号館入退館ゲート 開庁日 8:00～18:30</p> <p>■3号館1階ロビー 開庁日 8:00～18:00</p> <p>■防災棟入退館ゲート 開庁日 8:00～18:30</p> 上記について、不審者、不審物等を入れない、来庁者等を案内する機能が発揮できれば、警備員の立哨ではなく、カメラ等の機械やシステムによる代替提案も可能でしょうか。	来庁者等の案内には、警備員の配置が必要と考えていますので、代替提案は不可とします。
406	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	3	35	入退館管理システムの管理	管理簿にはどのような情報を記録するのでしょうか。	警備の判断により通常クローズしている電気錠扉などをオープンにした場合の日時や場所を記録することを想定しています。
407	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	4	30	共通	放置車両等の駐車場への移動は公権力を持たない事業者では対応できませんので、移動を手配するに留めていただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、放置車両等の運転手に注意喚起して粘り強く説得し、駐車場等へ移動させるよう努力することを求めます。
408	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	5	30	本施設内及び本敷地内の秩序維持	注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせることが要求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなりますので、注意するに留めていただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませんが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。
409	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	5	32	本施設内及び本敷地内の秩序維持	注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせることが要求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなりますので、注意するに留めていただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませんが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。
410	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	5	36	本施設内及び本敷地内の秩序維持	注意してこれをやめさせるとありますが、事業者は公権力を持たないため、やめさせることが要求水準になってしまうと未達リスクが極めて高くなりますので、注意するに留めていただけないでしょうか。	来庁者等や警備員の安全確保を優先にしつつ、強制的に排除することまでは求めませんが、注意・粘り強い説得により行為を止めさせるよう努力することを求めます。
411	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	6	10	非常時の措置	特別警戒とは具体的に何をするのでしょうか。	非常事態発生時には、会社から応援要員を派遣し事態に対応することを想定しています。
412	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	6	25	拾得物の管理及び引継ぎ	拾得物は1週間保管した後、持ち主が現れない場合、警察に引き渡すことから、国へ引き継ぐのは適切な情報の理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
413	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	7	20	郵便物等の受取・監視	受取・監視を行うこととありますが、監視する内容について具体的に何をするのかご教示下さい。	外部からの侵入者が入居官署宛ての郵便物や配付物を持ち去らないか監視することです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
414	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	279	20	内容:業務提供体制 項目:業務提供体制の整備	念のための確認ですが、入退館管理システムは、資料2 業務要求水準書(本文)内の入退館管理設備のことと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
415	(参考2-1-2)防災棟整備範囲図	4		敷地調査平面図	防災棟新築工事中、既設しているアドフラットパネル(北面と東面一部)を利用することが可能でしょうか。	不法侵入を防止するという機能が維持されるのであれば、利用は可能です。
416	(参考2-5)既存樹木リスト	9		花壇3	樹木番号14、15(花壇3)の高木(H≥4m)は工事エリアに入っているため、存置、移植、撤去等の判断をご教示ください。移植の場合は、移植先もご教示ください。	撤去可ですが、撤去した場合には整理が必要なため、撤去した年度での報告をお願いすることを考えています。
417	(参考4-1)施設ゾーニングと渡り廊下接続位置	15		計画渡り廊下	渡り廊下を施工時、安全区画し、誘導員を設置した上で、事業用地の構内道路を一時通行止め可能でしょうか。(3号館と防災棟の間の道路)	御理解のとおりです。
418	(参考5-1)維持管理・運営に係る配置者の一覧			配置者	・事業者が選任することが求められている配置者は常駐する必要がありますでしょうか。	電気主任技術者は常駐義務があります。
419	(参考5-8)駐車票及び来庁者受付票				駐車場の管理にゲート式システムを提案する場合、駐車票は、ゲート式システムに準じた駐車券に代替しても問題ないか。	御理解のとおりです。
420	(参考5-9)現状の職員向け駐車場利用規定について	90	8	5. 工事車両の乗り入れ	あらかじめ入庁作業届を提出、安全誘導を確保した上、防災棟事業用地の南側(構内)に工事ゲートを設置し、工事関係車両が構内道路を通行して資機材を搬出入することが可能でしょうか。	事業者提案のうえ協議によります。
421	(参考5-9)現状の職員向け駐車場利用規定について	90	8	5. 工事車両の乗り入れ	既存棟改修時は、工事関係車両が構内道路を通行して資機材を搬出入することが可能でしょうか。	御理解のとおりです。
422	(参考5-9)現状の職員向け駐車場利用規定について	90	8	5. 工事車両の乗り入れ	あらかじめ入庁作業届を提出した上で工事車両を入庁させる場合、入庁作業届は期間ごと(例えば、○月○日から△月△日まで)まとめた提出は可能でしょうか。	契約後、協議によります。
423	(参考5-20)既存棟の法定点検記録及び修繕履歴				【参考資料5-20】「既存棟の法定点検記録及び修繕履歴」について、入退館管理設備及び監視カメラ設備、AEDの修繕履歴についても提示して頂けないでしょうか。	入退館管理設備の更新履歴は、【参考資料5-20】「既存棟の法定点検記録及び修繕履歴」によります。 監視カメラ設備は、上記資料とあわせ、過去5年で4件の修繕実績があります。 AEDの修繕履歴は、No.401の回答を御参照ください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
424	(資料-3) 附帯事業の実施条件	1	20	第2.1_(1)_1) 駐車場利活用に係る考え方	・附帯事業として駐車場利活用を行う場合に、防災棟整備範囲外の第2駐車場や構内通路にセキュリティ対策の門や出入庫ゲートなどの設置工事が必要な場合や、第2駐車場の車両出入り口の位置変更が必要となった場合、工事内容や施工条件の制約条件があればご教示お願いいたします。 また、それらの設置工事は、駐車場利活用開始(令和8年度)の前年度中(令和7年度中)に実施できると考えてよろしいでしょうか。	契約後、協議によります。
425	(資料-3) 附帯事業の実施条件	2	31	第2.1_(2)_④ 附帯事業の実施に係る共通条件	・「附帯事業に係る初期投資、光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費、運営費等の一切の費用は事業者の負担とする。」との記載がございますが、当該貸付物件が天災等の不可抗力により毀損した場合における修繕費は、国にご負担いただけませんかでしょうか。	附帯事業は独立採算を原則としておりますので、原文のとおりとします。
426	(資料-3) 附帯事業の実施条件	3	19	第2_2_(1)_⑥	附帯事業について、国有財産の使用許可の際の使用料は毎年度改定とのことですが、参考までに昨年度などの最新情報に基づく使用料をご提示いただけませんかでしょうか。	参考使用料は、特定資料①として誓約書を提出した事業者に限り交付します。
427	(資料-3) 附帯事業の実施条件	3	20	2_(1) 国有財産法第18条第6項に基づく使用許可により実施する場合_①	国は通年による使用許可を前提とした使用料を設定し、とあるが、使用料決定の時期をご教示願いたい。	駐車場の利活用を行う場合、財務省通達に規定される使用許可の手続きにより行いますので、附帯事業の提案内容を踏まえ、使用許可の申請を受けた後、使用料を算定することとしています。
428	(資料-4) 提案書類の記載要領	8	13	「秘密の保全に係る誓約書」(様式14-2)	様式14-2の誓約書(秘密の保全に関する遵守事項)第6条(秘密保全規則)で、特定資料の受領に先立って「秘密の保全に関する規則」の作成が義務付けられていますが、具体的にどのような項目内容が必要でしょうか。参考となるひな型等を開示いただけませんかでしょうか。	当該様式における「秘密の保全に関する遵守事項」を参考に作成してください。
429	(資料-4) 提案書類の記載要領	11	10	様式15-4業務要求水準書に関する確認書	必須項目の確認事項の内、特に「2. 事業者に関する事項」について、落札後に事業者(SPC)を設立予定のため、予定していればチェックしてもよいという理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。【様式15-4添付①】は、【資料-2】「業務要求水準書」を満たすことが提案書において記載され、実施が予定されていることを確認するための様式となります。
430	(資料-4) 提案書類の記載要領	11	16	第1.5_(1) 入札に関する提出書類(用紙は全てA4とする。)	様式15-4には、必須項目を満たしていれば「チェック」の欄に印をつけて提出いたしますが、様式上に具体的な記載がない項目については「対応する様式」の欄は空欄で提出してもよろしいでしょうか。	【様式15-4添付①】に示す確認事項は、【資料-2】「業務要求水準書」を満たすために記載が必要とされている事項です。必須項目の確認事項は、いずれかの様式に必ず御記入ください。
431	(資料-4) 提案書類の記載要領	12	18	第1.5_(2) 事業提案に関する提出書類	選定企業以外の事業関係者からの関心表明書等には当該事業関係者の名称を記載してもよく、かつ、提案書上にもその事業関係者の名称を記載してよろしいでしょうか。	代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む)も含めて、企業名及び企業を類推できる記載は一切行わないでください。
432	(資料-4) 提案書類の記載要領	12	18	第1.5_(2) 事業提案に関する提出書類	第二次審査資料は15部提出する必要がありますが、関心表明書等及び出資の確実性等の確認書類のうち押印のある書類は、写しの提出でよろしいでしょうか。	よろしいです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
433	(資料-4) 提案書類の記載要領	14	15	様式A-3添付②事業収支計画	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(借入金等償還額及び支払利息は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、借入金等償還額及び支払利息は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	構いません。なお、DSCRの計算過程が確認できるように作成ください。
434	(資料-4) 提案書類の記載要領	14	15	様式A-3添付②事業収支計画	DSCRの算定について、実際の支払いベースで算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの算定についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんかでしょうか。	構いません。なお、DSCRの計算過程が確認できるように作成ください。
435	(資料-4) 提案書類の記載要領	14	15	様式A-3添付④資金調達計画	調達割合については、資金調達総額に対する各資金調達の割合でしょうか。それとも各調達源泉各資金調達の割合のどちらになりますでしょうか。	資金調達総額に対する調達割合を記載してください。
436	(資料-4) 提案書類の記載要領	16	18	5_(2)_B施設整備に関する提出書類	・記載上の留意事項に「下記以外の項目についても提案可能である。(様式共通)」とあります。この(様式共通)というのは「共通様式」のフォーマットを使用するという理解でよろしいでしょうか。	「下記以外の項目についても提案可能である。」に該当する提案は、別途様式とせず、対応する各様式の枚数の範囲内に記載してください。
437	(資料-4) 提案書類の記載要領	16	22	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-1-1	・【周辺環境との調和への対応】の項目の中で、「景観計画などの地域計画との整合や周辺建物との調和、広島城・中央公園地区の・・・」という記述があります。この「景観計画」とは「広島市景観計画」、「周辺建物」とは「広島合同庁舎の敷地内の建物」、「広島城・中央公園地区」とは「広島市景観計画 第7章⑥広島城・中央公園地区」という認識でよろしいでしょうか。	以下のとおりです。 「景観計画」・・・「広島市景観計画」 「周辺建物」・・・「広島合同庁舎の敷地内の建物」および敷地周囲の建物 「広島城・中央公園地区」・・・「広島市景観計画 第7章⑥広島城・中央公園地区」
438	(資料-4) 提案書類の記載要領	16	22	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-1-1	・【周辺環境との調和への対応】の項目の中で、「景観計画などの地域計画・・・」とありますが、広島市景観計画以外で具体的に重視している地域計画があればご教示お願いいたします。	具体的に重視しているものはありません。景観計画と共に、広島市景観形成ガイドライン、広島市景観色彩ガイドラインとの整合を図ってください。
439	(資料-4) 提案書類の記載要領	16	28	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-1-1	・記載上の留意事項にある、【様々な視点からの街並み形成への対応】と【景観ガイドラインに合致し、積極的かつ高いレベルの取り組みがなされた建物及び外溝の意匠への対応】の両方に、「広島城二ノ丸・北側前面道路からの見え方」の記載が求められています。重複した内容ですが、それぞれの評価の基準の違いがあればご教示お願いいたします。	【様々な視点からの街並み形成への対応】は主に、「街並み形成」について、 【景観ガイドラインに合致し、積極的かつ高いレベルの取り組みがなされた建物及び外溝の意匠への対応】は主に、「建物および外構の意匠」についての記載を想定しています。
440	(資料-4) 提案書類の記載要領	16	30	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-1-1	・ここに記載のある「景観ガイドライン」とは「広島市景観形成ガイドライン」のことでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
441	(資料-4) 提案書類の記載要領	17	26	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-2-1	・【建物構成(配置計画含む)、入居官署の配置階層に関する計画】の項目の中で、「付属施設等」という記述があります。この付属施設等とは、添付資料1-1用語の定義にある「新設附属施設」のことと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
442	(資料-4) 提案書類の記載要領	20	50	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-5-1	・記載上の留意事項における【工程、品質確保、施工体制の提案】と、【建設工事費や工程の管理対応】の両方の項目で「工程管理」についての記載が求められています。重複した内容ですが、それぞれの評価の基準の違いがあればご教示お願いいたします。	【工程、品質確保、施工体制の提案】の「工程管理」は、主に「工期設定と工程遅延」のリスク対策について、 【建設工事費や工程の管理対応】の「工程管理」は、主に「工事費」のリスク対策についての記載を想定しています。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
443	(資料-4) 提案書類の記載要領	21	16	5_(2)_B施設整備に関する提出書類_B-5-1	・B-5-1の【施工における環境負荷削減対策への対応】の項目の中で、「CO2排出量削減やリサイクル材の活用など、環境負荷削減について記載すること。」とあります。B-5-2の中の【施工時における周辺環境保全対策】の中でも、環境保全対策(・・、大気質、廃棄物の低減等)が求められていますが、かつこの「大気質」「廃棄物の低減」はB-5-1の内容と重複するように思いますが、それぞれの評価の基準に違いがあればご教示お願いいたします。	【施工における環境負荷削減対策への対応】は主に、「地球環境への負荷削減」についての記載を想定しています。 【施工時における周辺環境保全対策】は主に、「敷地内の利用環境の保全」についての記載を想定しています。
444	(資料-4) 提案書類の記載要領	22	19	第1.5_(2)_B_b.基本計画説明書	様式B-6-1に「別途工事等」を記載する欄がありますが、具体的に想定しているものは何かございますか。	【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」で国が実施するとしている業務を御参照ください。
445	(資料-4) 提案書類の記載要領	32	20	第1.5_(2)事業提案に関する提出書類	様式D-1の添付資料に主な関係機関との協議録等と記載がありますが、付帯事業の計画について、第二次審査書類提出前に国を含めた関係機関へのヒアリングを実施してよろしいのでしょうか。	付帯事業の実施に係る国や地方公共団体等の行政機関へのヒアリングは想定しておりませんので当該箇所を訂正いたします。訂正表を御参照ください。
446	(資料-4) 提案書類の記載要領	38	7	第2.2. 企業名の記載	「代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等)は行わず」との記載がございますが、代表企業、構成員及び協力企業以外の企業を第二次審査資料内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	No.431の回答を御参照ください。
447	(資料-4) 提案書類の記載要領	39	21	第2.6_(2)_ア	様式15-1、15-2、15-3及び様式15-2は、内容が確認できるようクリアファイル等に入れて提出すればよろしいでしょうか。	様式15-3については封かんの上で提出してください。様式15-1,15-2,15-4,15-5については提出の形式は問いませんのでクリアファイル等による提出も可能です。
448	(資料-4) 提案書類の記載要領	39	26	第2.6_(2)_ウ	一時通過者の氏名とは、応募者名を記載すればよろしいでしょうか。	様式15-3の様式に従って応募者名を記載してください。
449	(資料-4) 提案書類の記載要領	40	1	第2.6提出部数_カ	・「指定のある様式については、Microsoft Excel (Microsoft365以下に対応したバージョン)を使用して作成し、その他の様式については、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式 (Adobe Reader XI以下に対応した形式とする。）」とありますが、P.12からはじまる記載上の留意事項に、(様式共通)とある場合は、すべて共通様式のフォーマットを用いるが「指定のある様式ではない」と考え、データはPDFファイル形式として、作成に使用するソフトウェアは自由 (Adobe illustratorなども可)と考えるとよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
450	(資料-4) 提案書類の記載要領	40	5	第2.6_(2)_カ	CD-Rに保存し提出する書類とは、第二次審査資料のうち入札書(様式15-3)を除くすべての書類でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
451	様式B-6-3			部局	・「中国地方整備局 統括防災官室、河川部の一部、道路部の一部、用地部」は、「中国地方整備局 統括防災官室」に修正する認識でよろしいでしょうか。	「中国地方整備局 統括防災官室等」に修正します。詳細は訂正表を御参照ください。
452	(資料-5) 事業者選定基準	8	23	3_(3)_③ 加点項目及び配点_E 賃上げ	・賃上げの配点について、応募者を構成する企業の一部が賃上げ実施を表明している場合、その割合に応じて加点していただけないでしょうか。例えば、構成企業が3社あり、2社だけが賃上げを表明する場合、25点×2/3 を加点していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
453	(資料-5)事業者選定基準	19	8	C-2_維持管理業務に関する業務実施方針	手厚い要員体制とは具体的にどのような体制を指すのかご教示願いたい。	事業者の提案によります。
454	(資料-6)基本協定書(案)	2	1	第4条第1項第3号	『事業者を設立する発起人には、事業計画書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない』との記載がございますが、提案書類にその他の出資者として明示したものは事業者を設立する発起人になれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
455	(資料-6)基本協定書(案)	5	10	第13条	同一事象を原因として、基本協定に関する違約金と事業契約に関する違約金が重ねて請求されないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
456	(資料-6)基本協定書(案)	5	10	第13条	事業契約が解除されないときは、契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額の違約金額の設定となっています。かなり高額となりますが、どのような想定で違約金額を設定されたのでしょうか。違約金額に相当する損害や費用が発生することを合理的に説明できない限りは、違約金として徴収することは不合理であると考えます。合理的な金額への縮減をご検討いただけませんか。	No.161の回答を御参照ください。 なお、事業契約が解除されない場合であっても、【資料-6】「基本協定書(案)」第13条に該当する場合においては、入札過程に疑義が生じることにより、公共側に損害・費用等が生じるものであることから、原文のとおりとします。
457	(資料-6)基本協定書(案)	5	27	第13条第2項第4号	「乙又は丙のいずれかが中国地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。」とありますが、本事業に関係ないケースで中国地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に該当した場合にも、この規定が適用されると、事業者にとっては過大な負担ともなってしまうため、「本事業に関し、乙又は丙のいずれかが中国地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。」と加筆いただけませんか。	「本事業に関し、」を追記します。詳細は訂正表を御参照ください。
458	(資料-6)基本協定書(案)	5	32	第14条	『国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）』との記載がございますが、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号 最終改正令和3年3月9日財務省告示第49号（令和3年4月1日適用））に規定される年2.5%とは異なるのでしょうか。現状の具体利率について確認させていただきませんか。	No.108の回答を御参照ください。
459	(資料-6)基本協定書(案)	6	5	第16条第2項	基本協定に関する違約金規定（第13条）の有効期間を事業契約締結までとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
460	(資料-7)現場見学会実施要領	1	1		既存棟改修工事の見積のため、現場見学会以外の日程で現地調査をさせていただけないでしょうか。	現場見学会は当初予定どおりの開催とします。 既存棟改修工事の代表的な場所は、現場見学会に含まれます。 現場見学会の結果、質問が有る場合は「入札説明書に対する第3回質問」にて提出してください。
461	(資料-7)現場見学会実施要領	1	9	2. 実施時期_(2)	・現場見学会の所要時間は2時間を予定となっておりますが、既存1～4号館+附属棟もあるため、2時間以内で現地確認したい箇所を回り切れない可能性が高いと考えます。現場見学会時間の延長をご検討いただけますようお願いいたします。	本事業における計画立案に必要と考えられる場所について、発注者があらかじめ作成したルートで確認していただく予定とし、2時間程度での実施で考えています。
462	(資料-7)現場見学会実施要領	1	20	5. 実施内容	現地説明会は既存棟の保守員控室や、設備機器等のバックヤードを主に見学させていただきたい。	現場見学会に可能な範囲で取り入れます。